

公衆衛生情報みやぎ

2022 8 月 号

健康づくり特集

- ・オンラインを活用した障害者健康づくり
事業の新たな展開について…………… 1

トピックス

- ・もし 学校で災害が起こったら
～学校が避難所になった時を想定して～ … 4
- ・下水情報の活用に向けた取り組み…………… 9

行政等からの情報

- ・令和4年度 宮城県保健福祉部の重点方針 … 13
- ・令和4年度 宮城県環境生活部重点方針 … 17
- ・令和4年度 仙台市環境局主要事業 …… 23
- ・令和4年度 仙台市健康福祉局主要事業 … 26
- ・令和4年度 仙台市子供未来局主要事業 … 30

感染症情報

- 宮城県感染症発生動向調査情報 …… 34
- 仙台市感染症発生動向調査情報 …… 36
- 仙台市内病院病原体検出情報 …… 38

保健所からの便り

- 宮城県 …… 40
- 仙台市 …… 41

ちょっとひと息

- ・「食材王国みやぎ」
夏のおすすめ食材～シラス～ …… 44
- ・海の森へようこそ …… 45
- ・野山の散策を邪魔する虫たち …… 46

協会だより

- 令和4年度 宮城県公衆衛生
研究振興基金研究助成の決定 …… 47

あとがき …… 48



No.529

当協会ホームページで、過去3年分の
バックナンバーをご覧いただけます。

健康づくり特集

オンラインを活用した 障害者健康づくり事業の新たな展開について

(公財) 仙台市健康福祉事業団 健康増進センター
青柳 和宏, 筒井 秀裕, 角田 一男

1. はじめに

仙台市健康増進センター（以下、「増進センター」）では、健康づくりに取り組みにくい市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目的に、「生活習慣病予防」、「高齢者の介護予防」、「障害者の健康づくり」を3つの柱として専門的な健康づくりの支援を行っている。その中で、障害者の健康づくりに関する事業として身近な地域で気軽に健康づくりに取り組める社会の実現を目指し、地域拠点づくり（障害者健康づくり運動教室）、施設支援（出前講座、団体利用）、個別支援（健康づくり支援プラン）を行っている。

2. 障害者の社会参加と相互支援の形への取り組み

前述の障害者の健康づくりとして、障害者団体や施設、支援事業所等に対し社会資源の活用と運動による健康づくり機会の提供、啓発を行ってきた。当初は1日程1団体の利用形態であったが、利用団体の増加に伴い日程調整や利用回数の増加が難しいという課題が出てきたことから、解決策の一つとして複数団体合同での利用を試験的に行い、平成28年度からは複数団体合同での利用を実施した。

複数団体での利用により利用者間での交流や相互支援の姿も見られるようになり、単なる運動への参加だけではなく、社会参加の機会としても成果を得られた。また、施設職員に運営へ協力してもらうことで、障害者の健康づくりの必要性について理解を得る機会に繋がった。

（図1）

3. コロナ禍での事業休止と運動プログラムを含めた事業の見直し

複数団体合同での実施が定着し、より交流や相互支援の促進が期待される所であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2



（図1）複数団体利用の様子

年3月から5月は事業の休止を余儀なくされた。事業再開後は感染症拡大防止を最優先とし、接触を最小限に留めるため複数団体合同での利用から単独での利用に変更し対応した。再開後も変わらず利用希望はあるものの日程確保が難しく、再度活動機会の減少が課題としてあがったが、合同での利用再開は困難な状況もあり、新たな支援やプログラムの作成、見直しが必要となった。

そこで、感染対策を講じた上で、より多くの団体に参加や活動機会を提供するにはどうしたら良いかを検討し、オンラインを活用した運動支援を行うこととなった。

まず、既存利用団体のうちオンライン環境が整っている団体と協働で、Web会議サービス「Zoom」を使用し、1対1での体操教室を試行し、オンラインでの運動指導の動きや音声等の確認を行った。次には、仙台市精神保健福祉連絡協議会との連携により5団体合同での体操教室を開催し、複数団体での実施についても問題なく行えたことから、令和3年度より増進センターの直接利用と並行して、月に1回「はじめるつながるオンライン体操教室」を実施している。令和4年3月末現在、12団体（就労移行支援事業所8団体、生活介護事業所3団体、就労継続支援事業所1団体）のべ813名の参加があった。（図2）



(図2) 体操教室の様子

4. はじめるつながるオンライン体操教室

参加団体は教室開始30分前よりアクセス可能で、カメラや音声の確認を行うことができるが、不慣れな場合など必要に応じて事前に通信状況の確認にも対応している。また、画面を通して参加するため顔が映ることに抵抗がある利用者への配慮として、カメラのON、OFFについては団体ごとに任意で設定可能とした。スタッフの配置は運動指導に1名、パソコン操作や参加団体との連絡役として1名の計2名で実施している。オンラインの特性上、通信環境やカメラ等のトラブルが発生すると対応に時間がかかるため運動指導担当とは別に1名配置することで進行がスムーズになる。また、参加団体が多くなるにつれ参加者が小さく映って見づらくなるため、パソコン操作役のスタッフが適宜、各会場の様子を拡大するなど参加者の様子が分かるように気をつけている。

運動内容としては、各事業所や個人でも継続できること及び安全面の確保を優先し、椅子を使用する座位中心でのストレッチングや、筋力トレーニングとした。ストレッチングは、増進センターで作成した「椅子を使ったストレッチング」のリーフレットの種目に沿って実施し、リーフレットを参照すれば教室以外でも、いつでも実施出来るようにした。筋力トレーニングでは動作や説明がシンプルかつ分かりやすいことや、歩行や姿勢維持など生活動作に繋がることを目的に、下肢の種目を中心に選択した。(図3)

プログラム内容（当日の流れ）

	流れ	詳細
13:30	入室開始	入室許可、カメラ・音声等の確認
14:00	教室開始	挨拶・当日流れの説明
14:05	運動実技	■準備運動（10分程度） 椅子を使ったストレッチング ■筋力トレーニング（20分程度） ・レッグエクステンション（大腿四頭筋） ・ヒールレイズ（下腿三頭筋） ・ニートゥチェスト（腹直筋および腸腰筋） ■整理運動（10分程度） 使用部位のほぐし ※休憩については各団体ごとに随時
14:45	教室終了	挨拶・接続終了（退室）

(図3) プログラム内容

オンライン特有の課題として、①個別への対応が難しい、②受信側の聞こえ方にバラツキがある、③左右の指示が伝わりにくい、ということがある。①についてフォームの修正や安全面で配慮が必要な場合に、通常の運動指導ではその場に応じた指導ができるが、オンラインでは画面越しに特定の参加者へ声掛けすることで「注意を受けた」「恥をかいだ」とマイナスに感じやすくなるのではないかと考え、チャット機能を活用し参加団体のスタッフへ伝えて対応してもらったようにした。②についてはパソコンや音響設備、通信環境により音の大きさや鮮明さに違いが出てしまうため、ホワイトボードを活用して流れやポイントなどを視覚的に分かるように工夫したり、筋力トレーニングのカウントを短く区切るなど、聞こえ方にバラツキがあっても一緒に進められるようにした。③では受信側のパソコン設定の違いで画面上の指導員の動

きや反転の仕方が異なることがあり混乱を招くことから、あえて右・左という指示では伝えずどちらからでも構わないように声掛けを行うなどした。(図4)



(図4) ホワイトボードの活用

参加団体に対しては教室や運動内容についてアンケート(全11団体回答)を実施しているが、オンライン教室は分かり易かったかとの質問には11団体が「分かり易かった」との回答、運動内容を事業所で取り入れられそうかとの質問には「すでにやっている」が1団体、「すぐにできそう」が9団体、「取り入れたいが難しそう」が1団体との回答を得た。感想としては、「これまで直接来館することに対してはハードルが高いと感じ参加していなかった利用者の参加に繋がった」、「来館時は公共交通機関の使用などもあり、職員数を増やさなくては行けないがオンラインでは少人数で対応が可能であり参加し

やすい」、「感染状況により、就労の作業・活動も在宅や施設内のみで終わっており活動量が低いので、活動量を得る目的としてマッチしている」など、好意的なものが多かった。

5. これからの展開

増進センターは、健康づくりの中核施設として仙台市内全域を事業対象としている。これまで直接施設利用が難しい市民に対しては、各地域での教室開催、出前講座としての職員派遣、リーフレットや動画での情報発信などを行ってきた。

今回のオンラインを活用した教室で、初めて増進センターを利用するという団体が複数あったことから、施設利用が難しい障害者・障害者団体に対する新たな支援の形を見出すことができた。今後は、運動指導員、保健師、管理栄養士といった専門職がいる増進センターの強みを生かし、運動以外の健康づくりプログラムも提供していきたい。

一方、オンライン環境が整っていない施設や支援が届いていない団体に対しては、引き続き職員が出向いての健康づくり啓発も並行して行っていく必要がある。各関係機関や活動団体と連携しながら、いつでも、どこでも、誰でもが身近な地域で健康づくりに取り組める環境づくりを目指して地域展開を進めていきたい。

トピックス

もし 学校で災害が起こったら
～学校が避難所になった時を想定して～

山 口 理 恵*

はじめに

高校家庭科の取り組みについて紹介したいと思います。

昭和24年度に新制高等学校が発足し、新教科「家庭」が実施されることとなり、この学習として「ホームプロジェクト」と「学校家庭クラブ」が開始されました。昭和28年には全国高等学校家庭クラブ連盟が結成され、今年60周年を迎えます。

高等学校家庭科は、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を育成することを目標としています。具体的には、人の「一生と家族・家庭及び福祉」領域で、青年期の自立、子どもの生活、高齢期の生活と福祉等、「衣食住の生活の自立と設計」領域では、食生活や衣生活と健康等、「持続可能な消費生活・環境」領域では、生活における経済計画や消費行動、持続可能なライフスタイルと環境等を学習しています。「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」領域は、生活上の課題を設定し、解決に向けて生活を科学的に探求したり、創造したりすることができるようになることを目標として指導しています。

宮城県高等学校家庭クラブ連盟では、年に1回、研究発表大会を開催し、最優秀賞は東北大会へ、さらに全国大会へと出場し、最優秀である文部科学大臣賞獲得を目指して活動しています。東北ブロックの研究内容はハイレベルであり、毎年全国大会で上位に入賞しています。

ここでは、昨年度宮城県代表として東北大会に出場した内容を掲載させていただきます。

本校学校家庭クラブは、宮城県代表として、

学校家庭クラブの部に「もし 学校で災害が起こったら ～学校が避難所になった時を想定して～」という題目で出場しました。

研究を始めるきっかけは、本校が岩沼市の指定避難所になっており、保育所実習等で交流のある岩沼西保育所の子ども達が避難経路の確認のために本校を訪れたことでした。「小さな子ども達が避難してきたら、どうやってこの学校で過ごすのか…」疑問に思ったところからでした。今後も、有識者の助言をいただきながら研究を進めていきます。

生徒ならではの視点と行動力みなぎる研究となっています。どうぞご一読ください。

記

1. 「第69回東北ブロック高等学校家庭クラブ連盟総会並びに研究発表大会」
2. 期 日：令和3年12月10日（金）
3. 会 場：青森県立青森中央高等学校
[Zoom本部]

学校紹介・家庭クラブ活動紹介

本校は今年で創立98周年を迎えた各学年普通科6クラス、家政科1クラスからなる定時制併設の高校である。所在地である岩沼市は、宮城県の南東部に位置し、太平洋に面している。

家庭クラブは、児童センターや保育所を訪ねし子ども達と交流したり、福祉施設訪問など地域の方々との交流を深める活動を継続して行っている。



*宮城県名取高等学校
学校家庭クラブ顧問

保育所訪問



I 題目設定の理由

宮城県は1978年の宮城県沖地震を教訓に毎年6月に各地域、学校で避難訓練を実施している。今年の訓練が行われた数日後、交流のある保育所の子ども達が本校を訪れたことを知った。本校が岩沼市の指定避難所になっていたからだそうだ。これを聞いて、「小さな子ども達が避難してきたら、どうやってこの学校で過ごすのか…。」と私達は疑問に思った。

10年前、東日本大震災が起きた時、私達はまだ幼稚園、保育園に通っていた。当時の高校生の貢献と活躍を資料で知り、家庭クラブは、その時、何ができるか、迅速に対応できるように備える必要があると考えこの題目を設定した。



II 実施計画

1. 実態調査
2. 課題設定
3. 研究・実践活動
4. 中間評価
5. 実践活動
6. 評価・今後の課題

III 実施状況

1. 実態調査

(1) アンケート調査

生徒がどのくらい学校の防災避難設備を知っているかアンケート調査を実施。調査結果より

災害への意識の低さがみられた。

(2) 帰宅困難者数について

6月の避難訓練時に調査している帰宅困難者数を調べたところ、その数は予想を超えて全校生徒の44.5%にも達していた。

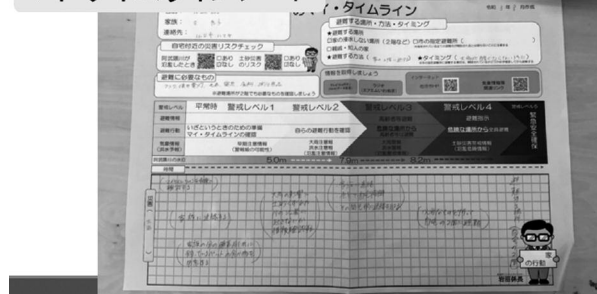
(3) 岩沼市の避難対策について

7月21日、岩沼市役所防災課を訪問し、岩沼の災害時避難対策についてうかがった。

この訪問でハザードマップやマイタイムラインシートの活用を教わり、岩沼市が水害に弱いこと、備えのために自助共助が必要なことを確認した。

1 実態調査 (3) 岩沼市の避難対策について
市役所訪問(7月)

マイ・タイムラインシート



2. 課題設定

実態調査を踏まえて、課題を以下の3点に絞った。

- ① 災害に対する意識の低さの改善
- ② 災害時に学校に残る人の生活の対応
- ③ 避難してきた保育園児の対応

3. 研究・実践活動

(1) ハザードマップの掲示・文化祭でクロスワードパズル

本校が岩沼市の災害時の指定避難所になっていることを全校生徒に知ってもらう為、ハザードマップを目につくところに掲示した。また、文化祭の家庭クラブコーナーでは災害用語をクロスワードパズルにして出題し、ローリングス

トックとして出された乾パンを景品にするなどして来場者にアピールした。

(2) 災害備蓄品調査

次に校内の災害備蓄品や貯水槽を調べたが、その量は生徒何人が何日間避難できる食糧なのか、暑さや寒さに対応できているのか、明確では無く、疑問が残ったままになった。

(3) 保育所の非難時の実態調査

保育所の子ども達が避難する時の備えについて所長先生に伺ったところ、次の2つのポイントがあることがわかった。

- ① 小さな子ども達を安全に避難させながら、大きな荷物を運ばなければならないこと。
- ② 子供たちの不安をなくすために、お話をしあえたり遊んであげたりすればよいこと。

3実践活動 (3) 保育所訪問(7月)



(4) 新聞社の出前授業を受講

避難者の対応方法や他に準備することなど分からないことがあったため、新聞でみつけた防災出前授業の受講を決めた。

8月5日、講師として来ていただいたのは、河北新報社 防災・教育室次長兼論説委員会委員の須藤さんだった。震災当時、避難所が最も混乱したのは場所の割りふりであったという指摘を受け、さらに次の2つのアドバイスをいただいた。

- ① あらかじめ部屋の割り当てを決めて置く。
- ② 保育所と連携し、あらかじめ用意できるものがないか検討すること。

そこで自分たちで避難者を以下の3つに分類し、校舎内の避難所レイアウトを考えてみた。

- A. お世話が必要な高齢者がいる家族
- B. 小さい子どもがいる家族
- C. 自分たちで行動ができる家族

さらに、乳幼児を受け入れる場合、学校のトイレが大人用しかないため、幼児用便座を用意することなどを提案した。

4 実践活動Ⅱ 河北新報出前授業 受講(8月)



4. 中間評価

中間評価として次の3点があげられた。

- ① 校内に防災意識や避難所運営の知識が広がっているとは言えない。
- ② 避難所の部屋の割り振りなど考えてみたが正しいのかわからない。
- ③ 保育園児の受け入れに必要なものが十分であるかわからない。

5. 実践活動

(1) 広報活動を考える

- ・ハザードマップの掲示を工夫
- ・昼休みの校内放送を活用し、本校が岩沼市の指定避難所であることを説明

(2) 新聞社主催 防災教室「むすび塾」の受講

10月16日、参加者は、家庭クラブ役員と生徒会役員の計6名。助言者として、東北大学災害科学国際研究所プロジェクト講師保田真理先生と岩沼西保育所主任保育士吉田真由美先生に来ていただいた。

5 実践活動 (2)新聞社主催防災教室受講(10月)





避難所のレイアウトを考えた

① 避難所の部屋割りについて

- ・避難所は体育館が基本であり、校舎は個室が必要な人をメインにしておくこと
- ・授業が再開したときに困らないようにレイアウトを考えること
- ・できるだけ1階に個室避難所を設定することをアドバイスされ、再度レイアウトを考えた。

今後も専門の方からアドバイスをいただくことになっている。

② 保育園児の受け入れ方法について

- ・特別なものや道具はいらないので、手遊びや鬼ごっこなど身近な遊びやお話をしてくれたらいいこと
- ・子ども達と目線を合わせて優しく笑顔で接してくれたらいいと保育士さんに教わった。

③ 備蓄品について

避難所運営は基本的に市町村が行うこ

とであり校舎の外の備蓄倉庫に、岩沼市の災害備蓄品があることがわかった。なお、校内の備蓄食糧は、帰宅困難者約300名が2日間は暮らせる概算となった。寒さ対策については、毛布が足りないなど備蓄品の内容についても提案していきたい。その他、トイレの使用方法、ごみの分別など衛生面もとても重要であることなどを学ぶことができた。参加した生徒会役員も「生徒会としてやるべきことが見えてきた」と言って関心を持ってくれた。

(3) 自助を高めるための防災ポーチ

生徒自身の自助努力についても考え、昨年度家庭クラブで考案した防災エコバックの活用や家庭科の授業で作成する巾着袋を防災ポーチとして活用することを提案した。中身は、ホイッスルやウェットティッシュの他、自分にとって大事なものをを入れることとした。

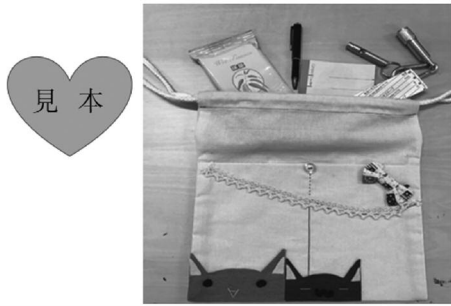
防災ポーチ中身

- ①ホイッスル
⇒ 自分の居場所を知らせる
- ②ウェットティッシュ
⇒ 手や体の清潔を保つ
- ③ミニ懐中電灯
⇒ 暗い場所を照らす
- ④ノート・ペン
⇒ 必要なことをメモする
- ⑤絆創膏
⇒ 怪我をした際に使用
- ⑥非常食
⇒ 空腹を満たす



＋自分にとって大事なものを





(4) 避難所運営の時に心がけたいこと

「何か手伝うことはありませんか」「困っていることはありませんか」などと自分から進んで声を掛けられるようにしたい。さらに心のつながりが心の安定につながるはずだからだ。活動の基本として次の4点を提案した。

- ・自分の健康状態をチェックしながら行うこと
- ・安全第一を確認すること
- ・マナーのある行動と言葉遣いを心がけること
- ・避難者の気持ちやプライバシーを大切にすること

IV 評価・今後の課題

この研究によって、学校の災害への備えについて知ることができた。また、小さい子ども達が学校に避難してきたことを想定し、何が困るのか、何が必要になるのか、考え準備をすすめることができた。私達の提案は、学校に提示し必要性や重要性を説明して実現していきたい。今後は、避難所として運営するために避難所開設の流れを把握していくことなど、「むすび塾」をきっかけに学校防災に関心を持ってくれた生徒会役員とも協力をし、さらに研究を深めてい

きたい。

私たちには、コロナ禍が落ち着いたら、やりたいことがある。以前のように保育所や児童館の子ども達と交流し、一緒に思いっきり遊ぶことだ。そして震災の出来事を伝えていくこと。子ども達を守ること。この思いは、この学校にずっと引き継いでほしいと願っている。

《参考文献》

- ・「東日本大震災 あの時、岩沼では・・・」編集委員会
「東日本大震災 あの時、岩沼では・・・。50人の証言」(2012年3月)
- ・日本専門図書出版写真集
「日本の自然災害東日本大震災襲来」(2011年6月)
- ・河北新報社 航空写真集
「みやぎの海辺 思い出の風景」(2012年3月)
- ・東北地域づくり協会
「3.11航空写真で見る 復旧・復興の記録」(2021年3月)
- ・しょうじしょうじ著 製作・発行 岩沼市
「希望の丘 千年先のきみへ」(平成26年初版 平成26年8月二版)
- ・宮城県教育委員会
「東日本大震災を乗り越えて」(平成28年3月)
- ・公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
「震災後に中高生が果たした役割の記録プロジェクト報告書」(2013年4月)

下水情報の活用に向けた取り組み

佐野 大 輔*

1. はじめに

下水道事業の使命は、快適な都市生活を維持するために、都市活動により発生する汚水（生活排水、工業廃水等）、及び市街地に降った雨水を速やかに都市空間から排除することにある。日本の都市域では下水道普及率が90%を大きく超えており、汚水の排除・処理に関しては完成の域に達しつつあるが、関連施設の老朽化が顕著であるなどの問題点も多い。加えて、ゲリラ豪雨などの際に雨水排除が間に合わず、市街地が冠水する（内水氾濫、堤防が切れてしまうことを外水氾濫と呼ぶのに対し、外水（河川等）への雨水排除が間に合わずに市街地が冠水してしまうことを内水氾濫と呼ぶ）被害が近年多発しており、都市生活の維持のためには下水道インフラのさらなる増強が必要と認識されている。上水道事業と異なり、下水道事業の一部、例えば雨水排除施設の整備などは使用料に基づく事業ではなく国の補助金が入ることを考えると、それはイコール国の財政と無関係には成り立たない事業であることを意味する。つまりは、将来に向けた下水道事業の持続可能性は必ずしも明るくない。アセットマネジメント（資産管理）やコンセッション方式（民間による公共施設等運営）などの導入による事業経営のスリム化、下水汚泥の消化（発酵）によるメタンガス回収、下水熱・消化汚泥の農業利用など、できることを総動員して下水道事業の持続可能性確保に努めている、というのが現状である。

そんな中で注目されているのが、下水水質情報の活用である。下水の重要な構成要素である汚水に含まれる生活排水は、トイレ、洗面所、キッチン、お風呂、洗濯機などからの水から成る。このうちトイレ排水にはヒトの糞便・尿に由来する代謝産物や微生物（腸内細菌や病原体）が含まれるので、これらの物質の下水中濃度を測定することで、下水集水域に居住する人々の健康状態に関する情報を得ることができ

るのでは、と期待されている。米国では、オピオイド鎮痛剤の使用蔓延について公衆衛生当局に早期に警告するためのシステムを開発するベンチャー企業（バイオボット社）が2017年に設立されたが、このマサチューセッツ工科大学からのスピノフ企業は、そのシステムを下水中新型コロナウイルスのモニタリングに応用することで、2020年には420万ドル（約4億5,000万円）を調達した（Jennings, 2020）。既に米国ではベンチャー企業が成り立つほどの価値が下水水質から見出されていることになる。ビジネス環境が異なる日本でバイオボット社と同じビジネスが可能とは思わないが、下水水質に価値を見出し得ることは日本でも変わらないだろう。

2. 水監視システム

東北大学では、以前から下水水質としてのノロウイルス濃度の活用に関する研究を行ってきた。2011年から2016年にかけては科学技術振興機構CREST「持続可能な水利用を実現する革新的な技術とシステム」における「迅速・高精度・網羅的な病原微生物検出による水監視システムの開発」、2017-2018年には国土交通省・下水道応用研究「流入下水中の病原ウイルス観測による総合的感染症流行防止対策の確立」に取り組んだ（研究代表者は共に大村達夫・東北大学教授）。CRESTにおいては感染性胃腸炎患者数と下水中ノロウイルス濃度の間の相関に関する実証が行われ（Kazama et al., 2016; Kazama et al., 2017）、その成果を基盤として、下水道応用研究において下水中ノロウイルス濃度に基づいた感染性胃腸炎流行警報を発する「水監視システム」が2017年に始動した。この「水監視システム」では、ウェブサイト上でメールアドレスを登録すると、下水中ノロウイルス濃度が増加した際に警報メールを受け取ることができる。この「水監視システム」は現在も稼働しており、直近では昨年末、下水中ノロウイルス濃度が設定された閾値を超過したた

*東北大学大学院工学研究科・教授

め、2021年12月31日に警報メールを発信した。その後、2022年1月28日に宮城県から感染性胃腸炎警報が出されており、「水監視システム」は感染性胃腸炎患者数に基づく警報よりも約1ヶ月早く警報を発信することが可能であったことになる。2017年の始動後、大体3週間から1ヶ月程度早く、実際の警報よりも早く発信することができており、今後はメール登録者以外にも情報を如何に広く行き渡らせることができるかが課題となっている。

3. 下水中新型コロナウイルス調査

下水中ノロウイルスに関する「水監視システム」を運用しつつ、2020年春からは下水中の新型コロナウイルスに関する調査も開始した。図1は仙台市内の下水処理場で調査した結果をまとめたものである。横軸は4週間で計16サンプル（1週間に4サンプル）を調査したうちの陽性サンプル（新型コロナウイルス遺伝子が検出されたサンプル）の割合（4週間下水陽性率）を示したものであり、縦軸は4週間の合計感染陽性者数を示している。4週間下水陽性率と4週間合計新規感染陽性者数の間には有意な相関関係があるものの、4週間下水陽性率が高くなると4週間合計新規感染陽性者数に大きなブレが見られることが1つの特徴である。このブレは下水調査の特徴が出ているものであり、要は新規感染陽性者があまり多く確認されない時期でも、感染者が市中に存在する場合には下水からウイルス由来遺伝子が検出可能であることを示している。もう1つの特徴は図1の左上の領域に点が見られないことである。つまり、下水陽性率が低ければ新規感染陽性者数は少ない、ということになる。

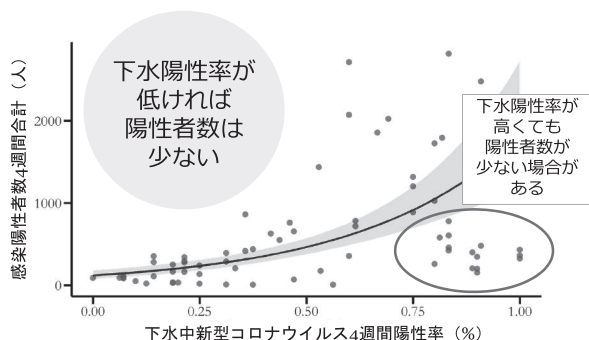


図1. 仙台市内における下水中新型コロナウイルス調査結果と感染陽性者数との比較

以上の内容をまとめると図2のようになる。下水集水域において新規感染陽性者数が少ない場合において、下水陽性率が高ければ潜在的な流行があると考えられるので、感染症流行に関する警報発信に使える情報になる。一方、新規感染陽性者数が少なく下水陽性率が低ければ、本当に感染者数が少ないものとして収束判定に使える情報となる。この2点（潜在的な流行に関する警報発信と収束判定）については、報告される感染者数が少ない時期において非常に有望な下水情報であると言える。

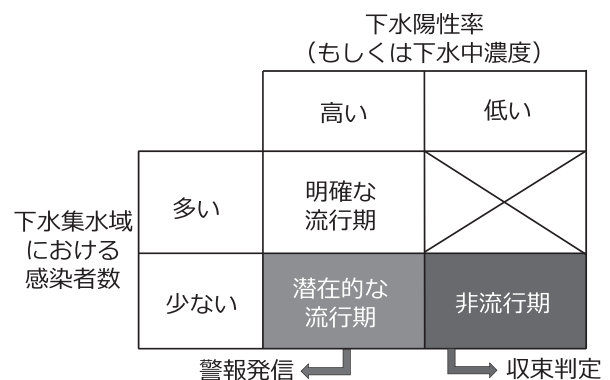


図2. 下水集水域における感染者数と下水陽性率の関係

一方、下水集水域において新規感染陽性者数が多く報告されている状況においては、下水陽性率も高くなるのは当たり前なので、下水情報よりもヒトを対象とした検査結果の方がより直接的な情報と言える。ただし、新規感染陽性者数が毎日報告されず、感染性胃腸炎のように定点当たりの患者数を集計するだけとなった場合には、上記のノロウイルスに関する「水監視システム」と同様なことがCOVID-19に関しても行うことができるようになるだろう。

4. 下水中新型コロナウイルス調査結果を用いたCOVID-19新規感染陽性者数予測

現状、COVID-19に関しては図2で示したところの左上（感染者数及び下水陽性率が共に高い）の状況にあるため、下水情報を活用しなくとも人を対象とした検査結果により流行規模に関しては把握が可能である。もし下水情報を現状においても活用しようとするならば、流行規模把握以上の情報を下水から得る必要がある。そこで東北大学・環境水質工学研究室では、下水調査結果をもとに将来のCOVID-19新規感染

陽性者数を予測することを試みた。図3に示したように、下水中の新型コロナウイルス量は、本来「下水集水域の総感染者数」に関連するものである。それに対し、症状がほとんどないか全くない感染者は病院に行かないため検査対象とならず、また通院や検査のタイミングは人それぞれ異なるので、日々報告される「感染陽性者数」は「総感染者数」とは関連があるものの異なるものとなる。我々が現在行なっているモデルは、総感染者数とそれぞれ特有の関連がある「下水中ウイルス濃度」と「感染陽性者数」の間の関連性を、機械学習を用いて見出すことを試みていることになる。

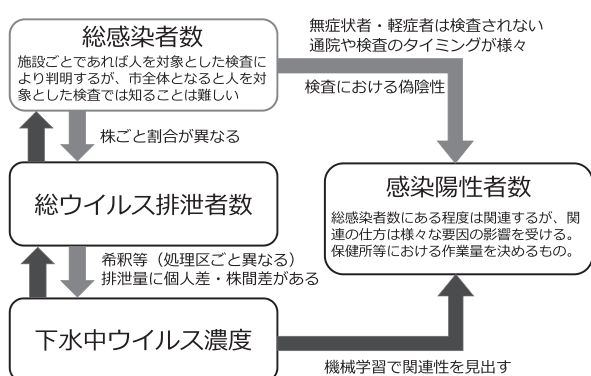


図3. 総感染者数、感染陽性者数、及び下水中ウイルス濃度の関係性

下水情報としては「総感染者数」の方が重要で、必ずしも感染症蔓延の規模を反映していない「感染陽性者数」をあえて予測することの意義について疑問を呈される機会は多い。下水調査結果をもとに「総感染者数」の推定値を出すことにも取り組んでいるが、「総感染者数」の正解は誰にも分からないことから、推定値の精度を評価することができない点が大きな問題として存在する。それに対し「感染陽性者数」については、例えば保健所職員の作業量に直結する値であることから情報として一定の価値はあると考えられ、また答え合わせをすることが可能であることから機械学習との相性も悪くないなどの利点がある。

図1の結果をもとに、4週間下水陽性率を入力情報として用い、機械学習により1週間後の新規感染陽性判定者数を予測するモデルを構築することを試みた。入力情報としての4週間下水陽性率は、図4に示したように3つ用意した。すなわち、直近の週を基点として5週間前

から2週間前までの4週間平均下水陽性率、4週間前から1週間前までの4週間平均下水陽性率、および3週間前から基点の週までの4週間平均下水陽性率である。これら3つの値を用いて、次の1週間における感染陽性者数の合計値を予測するモデルとした。入力データとしては、さらにワクチン接種率、及び直近1週間の感染陽性者数合計値を用いた。機械学習としては人工ニューラルネットワークやランダムフォレストなど複数の手法を適用したが、最も良い予測パフォーマンスを示した人工ニューラルネットワークを用いた。

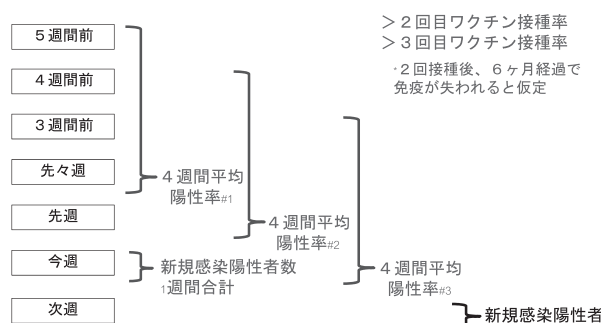


図4. 機械学習による新規感染陽性者数1週間予測に用いた入力データ

図5に2021年7月26日から2022年6月6日にかけての予測値と実際の値の比較を示した。斜線が1:1を表すので、点が斜線に近いほど予測精度が高いことを表す。図4の左上や右下には点が現れないので一定の精度は得られていると言えるが、大きい時には予測値と実際の値の間に1,000人程度の差が生じており、十分な精度が得られているとは言い難い。特に、過去から傾向を学んで将来を予測する機械学習では、新規変異株の出現など、新しく発生する事象を予測することには限界がある。これまで用いていなかった気象や人流などのデータを入力データとして用いるなどして対応できないか試行錯誤を行っているところである。

一方で、現行のモデルが今後ずっと使用可能であるかと言えば、そうではない。現在は入力データの1つとして新規感染陽性者数の過去1週間合計値を用いているが、これは新規感染陽性者数の報告が日々行われている現在だからできることである。近い将来、新規感染陽性者数のカウントが毎日行われなくなった場合に備えて、感染陽性者数の過去1週間合計値を入力

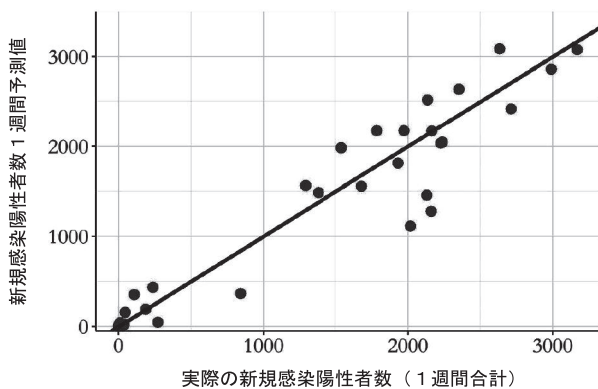


図5. ニューラルネットワークを用いた新規感染陽性者数1週間予測の精度

データとして用いないモデルについても現在開発に取り組んでいるところである。

5. おわりに

新規感染陽性者数の予測値はあくまで下水情報の1つに過ぎず、他にも上で述べた収束判定に加え、変異株の検出、流行地域の特定、施設下水のモニタリングによる施設利用者の感染状況確認などが考えられる。これらのうちどの下水情報が必要かは、自治体によって異なるものと考えられる。同じ自治体でも、流行期か非流行期かによって、求められる下水情報は異なるだろう。特に、感染陽性者数を日々追わなくなった状況下では、下水をモニタリングしておくことの重要性は大きいだろう。しかしながら、自治体には下水調査結果を何かに活用した経験がなく、こういった下水情報をどのように活用すれば、どのような効果や便益が得られる

のか、自治体が判断できる情報がないのが現状である。また、比較的安価かつ柔軟に下水中ウイルス濃度分析を担当する地元企業も必要である。東北大学・環境水質工学研究室では、下水情報の活用が全国に広がることを目指して、必要な準備を進めていきたいと考えている。

参考文献

- Katie Jennings. 2020. MIT spinoff raises 4.2 million to estimate scope of Coronavirus cases by analyzing poop. Forbes
- Shinobu Kazama, Yoshifumi Masago, KentaroTohma, Nao Souma, Toshifumi Imagawa, Akira Suzuki, Xiafang Liu, Mayuko Saito, Hitoshi Oshitani, Tatsuo Omura. 2016. Temporal dynamics of norovirus determined through monitoring of municipal wastewater by pyrosequencing and virological surveillance of gastroenteritis cases. Water Research, 92, 244-253.
- Shinobu Kazama, Takayuki Miura, Yoshifumi Masago, YoshimitsuKonta, KentaroTohma, Takafumi Manaka, Xiafang Liu, Daisuke Nakayama, Takashi Tanno, Mayuko Saito, Hitoshi Oshitani, Tatsuo Omura. 2017. Environmental surveillance of norovirus genogroup I and II for sensitive detection of epidemic variants. Applied and Environmental Microbiology, 83, 9, e03406-16.

行政等からの情報

令和4年度 宮城県保健福祉部の重点方針

宮城県保健福祉部

1. 基本方針

■新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年1月に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以降、国や市町村、医療機関、外部有識者、事業者などと連携し、検査体制の充実・拡大や医療提供体制の整備、ワクチン接種体制の構築、感染拡大防止などに取り組んでいます。しかしながら、未だその収束は見通せず、令和4年度においても、引き続き、積極的かつ機動的に感染拡大防止や適切な医療の提供のための取組を推進します。

■新・宮城の将来ビジョンの着実な推進

令和4年度は、昨年度からスタートした県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の2年目に当たりますが、政策推進の基本方向の新たな柱として加わった「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」についてさらに取組を促進します。

本県においても、今後、本格的に人口減少が進むことが想定されますが、晩婚化・未婚化の進行も影響し、合計特殊出生率は全国平均と比較しても低い水準にあります。人口減少の加速は、地域経済や社会に大きな影響を及ぼすおそれがありますが、県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持するため、社会全体で子育て世代を支えながら、未来を担う全ての子どもの健やかな成長を後押しするなど、「子育てしやすい宮城県」への転換に向け取組を進めていきます。

また、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて、引き続き、「宮城県地域医療計画」や「宮城県地域福祉支援計画」など、保健福祉部の各分野の計画等に基づき、在宅医療などの医療提供体制の確立や保健・医療・福祉分野等の連携による地域包括ケアシステムの充実・推進を図るとともに、介護サービス・障害福祉サービスの提供体制の整備等を着実に推

進していきます。

■被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

東日本大震災の発生以降、宮城県震災復興計画のもと、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧、保健・医療・福祉サービスの回復を図るとともに、応急仮設住宅による住まいの確保や、被災者の見守り、健康調査などを実施したほか、地域の支え合い活動支援や心のケア対策などを通じて、被災された方々が安心して暮らせるための取組を全力で推進してきました。

一方、被災された方々の心のケアなどの取組は、複数の問題が絡み合い複雑化した課題に対する丁寧かつ継続的な支援が必要であることから、引き続き、被災者の相談支援や孤立防止のための見守り活動支援、心のケアなど被災者が安心して暮らせるための取組を推進し、復興完了に向けたきめ細かなサポートを進めていきます。

2. 重点項目

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症の対策については、引き続き、受診・相談センターの運営を継続するほか、診療・検査医療機関の拡充、地域外来・検査センターやドライブスルー方式等による検査体制の維持に取り組みます。また、県内の感染状況に応じて、入院病床や軽症者等宿泊療養施設の確保に努めるとともに、医療機関への設備導入支援や院内感染発生時等における支援、保健所体制の強化に取り組みます。

さらには、要介護者が感染した際の対策として、ケア付き宿泊療養施設の確保に取り組むほか、社会福祉施設における対策として、衛生資材購入等の支援や、感染者の発生により職員が不足する施設への介護職員の応援派遣、介護施設におけるゾーニング環境等の整備を支援しま

す。

ワクチン接種については、引き続き、大規模接種会場を運営するとともに、市町村や医師会等医療関係団体との調整を図り、円滑かつ迅速に接種できる体制の整備を推進します。

そのほか、活動に大きな影響を受けているフードバンクや子ども食堂について、団体への助成等を行うとともに、不安を抱える妊婦へのウイルス検査等を実施します。

(2) 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備

「みやぎ子ども・子育て幸福計画」に基づき、結婚をして家庭を築き、子どもを持つことを望む人の希望がかなえられるよう、結婚から妊娠、出産、育児まで切れ目のない支援を行います。

結婚支援については、昨年度から導入したAIマッチングシステムを活用した出会いの機会拡大に向けた支援に取り組むとともに、高校生や大学生を対象に妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識の普及や、ライフプランの形成支援に取り組むほか、地域の実情に応じて市町村が行う少子化対策への支援を拡充します。

妊娠・出産・子育てに関する支援については、新たに不妊検査費用の助成を行うとともに、これまでの子育て支援パスポートの取組と連携した新婚夫婦を対象とする結婚応援パスポートの取組や置き型授乳室の設置促進など、社会全体で結婚や子育てを応援する機運の醸成に努めます。引き続き、周産期・小児医療従事者の確保や体制の構築、地域で安心して暮らすための障害児支援体制の強化に取り組めます。

また、一時預かり事業や放課後児童クラブなどの地域における子ども・子育ての取組を支援するほか、子育て世帯に対する支援として、引き続き、乳幼児医療費助成や小学校入学準備支援制度等の実施、幼児教育・保育の無償化により経済的負担の軽減を図ります。

保育所等利用待機児童の早期解消については、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所や事業所内保育施設等の整備支援、認定こども園への移行促進に取り組むとともに、保育士・保育所支援センターによる就業支援、保育補助者や保育支援者の雇用経費に対する助成等により

保育人材の確保に努めるほか、多くの保育士が受講できるよう引き続きオンラインによるキャリアアップ研修を実施し、資質の向上と処遇改善を図ります。

(3) 家庭・地域等の連携・協働による子どもを支える体制の構築

「宮城県子どもの貧困対策計画」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策事業を行う市町村や、子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりに取り組む団体を支援するとともに、様々な事由により課題を抱える子どもや家庭に対する支援として、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習・生活支援に新たにオンラインを導入するほか、子どもの養育費に関する相談体制を充実し、養育費の履行確保に向けた支援を行います。

児童虐待への対応については、SNSを活用し、子育て世代や子どもを対象とした相談体制の充実を図るとともに、地域の関係機関との連携や職員の専門性の強化等による体制を整備し、児童虐待の予防や発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで、切れ目のない支援を行います。また、新たにヤングケアラーの早期発見と支援体制の強化を図るため、実態調査や相談体制の構築に取り組むほか、引き続き、里親制度の普及促進や、里親への支援体制強化、家族の再統合の支援を行い、子どもの安定した養育環境の確保を図っていきます。

(4) 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

県・市町村・社会福祉協議会等で構成する「宮城県地域共生社会推進会議」等の取組により、複雑化している支援ニーズに対応する包括的な相談・支援体制の構築等を進め、困難を持つあらゆる人を地域で支える地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

生活状況が不安定なひとり親家庭に対して、就業相談や就業情報の提供を行うとともに、就職や生活の安定に資する資格取得を促進する教育訓練給付等を行い、自立した生活が出来るよう支援します。

生活困窮者の自立促進支援については、困窮状態からの早期脱却を図れるよう、状況に応じた各種支援を継続して実施します。

障害者の就業・生活支援については、障害者が地域において自立して生活できる工賃収入の実現に向け、事業所に対する経営支援や共同受注等による販路拡大支援を継続するとともに、新たに、デジタル社会を見据えた受注体制や官民による応援体制を構築し、受注機会の確保に取り組みます。

(5) 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

生涯を通じた健康づくりについては、企業・団体、保険者、行政機関等が参画する「スマートみやぎ健民会議」を核として、歩行数や野菜摂取量の増加を促す環境整備、健診データの分析等に基づいた生活習慣病の予防や重症化対策に取り組むほか、新たに、特定保健指導実施率の向上に向けたモデル事業を開始し、全てのライフステージを通じた切れ目のない健康支援体制の構築に取り組みます。

また、県民一人一人が健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう、支援体制の充実を図るとともに、在宅の要介護者や障害のある方の口腔ケアを実施する体制整備や人材育成支援、働き盛り世代の歯周病予防対策などに取り組みます。

さらに、がん登録事業の実施など、総合的ながん対策の推進や、若年のがん患者に対する生殖機能温存治療費用を助成するとともに、骨髄提供者への助成による骨髄提供を行いやすい環境を整備するほか、造血幹細胞移植を受けた小児がん患者のワクチン再接種費用の助成などに取り組みます。

安全で良質な医療を将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくため、「第7次宮城県地域医療計画」に基づく取組を着実に進めていきます。

医療人材の確保、偏在解消については、医療従事者が健康で安心して働くことができる勤務環境の整備に向けた取組を進めるとともに、医学生に対する修学支援やキャリア形成支援、看護師の育成支援、薬剤師の確保対策を進めま

す。また、地域医療構想の実現に向けて、病床機能の分化・連携を適切に推進するとともに、4病院の統合・合築など、政策医療の課題解決に取り組みます。

救急医療については、ドクターヘリの運航や地域の救命救急センターの運営支援、救急電話相談等のほか、搬送の効率化を図る救急搬送情報共有システムの運用を行います。

国民健康保険については、第2期宮城県国民健康保険運営方針に基づき、市町村と十分に連携しながら安定した制度運営を行います。

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現できるよう「第8期みやぎ高齢者元気プラン」に基づく取組を着実に推進します。

医療・介護等の様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実・推進に向け、要介護状態を招くおそれのある高齢者のフレイル対策や、地域における支え合いの推進、認知症の早期発見・早期対応システムの充実や、認知症の本人と家族を地域で支えるための体制づくりを進めます。

また、喫緊の課題である介護人材の確保・養成・定着を図るため、ロボット・ICT機器導入による勤務環境の改善を支援するとともに、引き続き週休三日制の導入支援を推進するなど、介護事業者における働き方改革をより一層推進します。また、新たに、外国人介護職員の資格取得支援を行うほか、引き続き、外国人技能実習生や介護福祉士養成施設に通う留学生への支援の充実、若者から高齢者までの幅広い世代に対する介護イメージアップに取り組みます。

このほか、福祉系高校の学生に向けた修学資金等の貸付事業を実施し、若者の介護分野への参入促進を図るとともに、元気な高齢者の介護業務への参入や、介護現場の職場環境の改善に資するロボット等介護機器の導入を推進します。

さらに、特別養護老人ホームや地域密着型サービス施設などの介護基盤の整備を推進するとともに、介護保険の適正な制度運営等を継続して進めていきます。

(6) 安心して暮らせる社会の実現

障害がある方への支援については、引き続き「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発や相談支援等の取組を進めるとともに、障害福祉サービスの提供体制の整備を計画的に推進します。

昨年度施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」や「手話言語条例」に基づき、差別等に関する理解の普及啓発のほか、障害の特性に応じた多様な意思疎通や情報手段の確保に努めるとともに、障害のある人となない人との相互理解を促すため、スマートフォン用アプリの「手助けマッチング機能」を活用した助け合いサービスの本格実証や普及啓発に取り組めます。

また、グループホームや就労支援事業所など地域において自立した生活を送るための施設整備に加え、引き続き、県全域のセーフティネットの役割を担う「宮城県船形の郷」の建替えを進めるとともに、障害福祉サービスの質の向上を図るため、新たに、障害福祉サービス事業所等が行う職員の処遇改善やICT導入・活用による業務改善などの取組を支援し、介護人材の確保・育成を推進します。

そのほか、発達障害者支援センター等による発達障害児者への支援や、市町村が行う障害者医療費助成事業への補助を継続して実施するとともに、新たに、医療的ケア児等相談支援センターを開設し、医療的ケア児やその家族の総合的な支援体制を構築します。

ひきこもり支援については、ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者・家族支援や関係機関への後方支援を推進するほか、県北及び

県南地域にモデル事業として設置したひきこもり者の「居場所」において、本人の社会参加の支援・孤立防止に取り組むとともに、より住民に身近な市町村による取組を促します。

また、自死対策については、「宮城県自死対策計画」に基づき、自死のきっかけとなる健康や経済的問題等の対策について、関連施策の連携により総合的な取り組みを推進するとともに、県民一人ひとりの気づきと見守りを促すために、ゲートキーパー養成や普及啓発等に市町村や民間団体等と連携して取り組みます。

(7) 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

被災者の生活支援として、災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り活動や相談対応、コミュニティ構築などの支援を継続していきます。また、災害公営住宅への転居等生活環境の変化による心身の健康状態の悪化を防ぐために、災害公営住宅における支え合い体制づくりを支援するなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援に引き続き取り組んでいきます。

さらに、被災された方々の心のケアへの対応については、拠点となる「心のケアセンター」の運営支援を継続し、市町や心のケアに携わる関係機関と連携した地域住民や支援者支援を実施するほか、地域における支援体制整備を推進するため、沿岸市町における人材確保・育成に向けた支援に取り組めます。

また、子どもたちの心のケアについては、被災児童やその親、支援者への支援等を継続するとともに、震災で親を亡くした子どもたちの安定した養育環境の確保を図るため、「東日本大震災みやぎこども育英基金」を活用し、里親等の養育者に対する支援を継続します。

令和4年度 宮城県環境生活部重点方針

宮城県環境生活部

〈基本方針〉

本県では、総力を挙げて東日本大震災からの復旧・復興に全力で取り組んだ結果、復興まちづくり等のハード事業については、概ね完了するとともに、「創造的な復興」という形で、先進的な地域づくりなどに結びつきました。

一方で、我が県の人口が本格的な減少局面を迎える中で、地域経済・社会の持続性を確保し、大規模化・頻発化する自然災害に的確に対応することが求められているほか、依然として県民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼす新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題となっています。

令和4年度は、県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」がスタートしてから2年目を迎え、県では引き続き、市町村やNPO、企業など多様な主体と連携・協働しながら、新型コロナウイルス感染症対策や復興完了に向けた施策に力を入れるとともに、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組を着実に推進することとしています。特に、あらゆる分野でICT等デジタル技術をフル活用しながら、県民サービスの向上や県内産業の活性化、働き方改革の推進等を図り、若者の県内定着や子ども・子育てを社会全体で支える環境整備、外国人材の受入促進に向けて重点的に取り組むこととしています。

こうした中、今日の環境をめぐる問題は、身近な地域から地球規模にまで広がりを見せており、地域の自然環境や生活環境の保全と併せて、地球環境問題への積極的な対応が迫られています。特に地球温暖化は喫緊の課題であり、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け、積極的な排出源対策、吸収源対策の推進と持続可能な社会への転換の加速化が不可欠であり、気候変動の影響による被害の回避・軽減のための適応策にも取り組む必要があります。一方、社会生活をめぐる問題としては、食品による健康被害、犯罪や問題商法によ

るトラブルなど私たちの安全安心を揺るがす事態が時として発生しています。食の安全安心の確保や消費者被害の防止等により、県民生活の安定と向上を図り、誰もが安心して安全に暮らせる社会づくりに取り組んでいくことが求められています。

また、県民の価値観や生活様式の変化に伴い、県民ニーズや地域コミュニティが多様化する今日、全ての県民が個性豊かな地域文化を享受しながら、いきいきと生活できる社会を実現するために、県民一人ひとりが主体的に社会活動に参画し、社会的・公益的な活動を行うNPOなどと協働しながら、魅力的で活力あふれる地域社会を創出していく環境を整えていく必要があります。併せて、性別に関わらず、誰もが地域や職場でその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現への取組を、一層進めていく必要があります。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する放射性物質汚染廃棄物の処理等に、引き続き的確に対応するとともに、震災からの心の復興への取組を継続的に支援することが不可欠です。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対策等を進めるとともに、終息後も見据え、ライフスタイル等の変化に対応した持続可能な未来づくりへとつなげていく必要があります。

以上のことを踏まえ、環境生活部では、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げられた理念や方向性に沿いながら、次の4つの柱を基軸にして、環境・生活分野における社会的要請に対応するための各種施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

I・・・持続可能な社会の実現

“持続可能な社会の実現”とは、「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる地域の保持と自然資源や社会資源を将来に向けて持続的に活用できるように

する社会の実現」を意味しており、本県においては、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を構築し、また、これらの基盤となる「安全で良好な生活環境」の保全を通じ、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の形成を目指すものです。

Ⅱ・・・安全安心社会の実現

“安全安心社会の実現”とは、食の安全安心の確保、消費者被害や犯罪被害の防止などを通じ、県民生活の安全安心を確保しようとするものです。

Ⅲ・・・協働共創社会の実現

“協働共創社会の実現”とは、「多様な主体が参加する社会の実現」を意味しており、県民、企業、NPOや関係団体等の多様な主体が参加し、多様な感性や考え方を尊重して取り入れながら、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感できる地域社会を共に創ろうとするものです。

Ⅳ・・・被災地の復興完了に向けたサポート

“被災地の復興完了に向けたサポート”とは、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による影響等への対応を進めるとともに、文化芸術の力やNPO等の絆力を活かし、被災者の方々の心の復興を支援することなどにより、被災地も含めた持続的な未来づくりを推進しようとするものです。

〈重点項目〉

I 持続可能な社会の実現

環境生活部では、「宮城県環境基本計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、次の5つの主要施策を展開することにより、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の形成を促進します。また、「みやぎ環境税」や「産業廃棄物税」を活用した環境施策の更なる展開を図り、新しい宮城の環境の創造を目指します。

1. 脱炭素社会の実現に向けた環境と地域経済の好循環の創出

令和3年3月に策定した「宮城県環境基本計画（第4期）」に基づき、「2050年二酸化炭素排

出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け更なる取組を推進するほか、SDGsや地域循環共生圏の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上を目指します。また、令和3年10月に公表された国の新たな「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」を踏まえ、「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（計画期間：平成30年度から令和12年度まで）等の見直しを行うとともに、みやぎ環境税を活用して実施する施策の方向性を取りまとめた「新みやぎグリーン戦略プラン」に基づき、温室効果ガスの排出源対策や吸収源対策に加え、気候変動適応策に総合的に取り組みます。

環境教育については、環境教育基本方針に基づき、出前講座をはじめとする小学生を対象とした施策について、引き続き重点実施を図ります。さらには、地球温暖化対策など環境配慮に関する優れた取組を行う個人や団体を表彰し、その取組を広く発信することにより、県民や事業者の環境配慮行動の実践を促進するとともに、県自らの事務事業において、温室効果ガスの排出削減や省エネルギー化など環境配慮行動の推進に取り組みます。

環境負荷の少ない地域経済システムの確立に向けては、バイオマスや未利用熱など地域資源を活用した地産地消型の多様な再生可能エネルギーの導入、廃プラスチック類や廃太陽光発電設備のリサイクルなど廃棄物に関する課題への対応、メイド・イン・宮城の環境関連製品の開発促進など、「宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画」等に基づき、環境・エネルギー関連産業の振興を図ります。また、県民生活、医療福祉、ものづくり、農林水産、建設土木、教育などの様々な部門と効果的に連携しながら、補助事業や環境産業コーディネーターの派遣、セミナー・研究会の開催などの事業者向け施策を積極的に展開し、環境・経済・社会が融合した、真に豊かな富県宮城の実現を目指します。

2. 地域と共生した再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの促進

昨今のエネルギーを取り巻く状況の変化を踏まえ、平成30年10月に策定した「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」（計画期間：平成30年度から令和12年度まで）に基づき、特に家庭

部門の二酸化炭素排出量の削減を進めるため、住宅用太陽光発電システム・蓄電池・家庭用燃料電池等の導入や既存住宅の省エネルギー改修などにより、エネルギーの効率的な利活用を行う県民に対する助成を行うとともに、「J-クレジット制度」の活用により二酸化炭素排出量の削減に伴い得られる環境価値の利活用の促進に取り組めます。また、電気自動車（EV）等の利用により、太陽光発電を活用した需給一体型の再生可能エネルギーの利活用モデルの促進に取り組み、更なる再生可能エネルギーの導入を進めていきます。

一方、大規模な再生可能エネルギーの事業計画が急増していることに対し、多くの県民から不安の声が寄せられており、県民の不安を踏まえて再生可能エネルギーの導入を促進するためには、環境への適正な配慮や地域との対話プロセスを担う環境影響評価制度が重要であることから、環境コミュニケーションの拡充など環境影響評価制度全般の見直しを検討するとともに、導入が進展している太陽光発電については、令和2年4月に施行した「宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」の着実な運用に加えて、新たな条例制定の検討を進め、地域と共生した施設の導入を目指します。

また、環境負荷の低減、災害対応能力の強化、経済波及効果が期待できる水素エネルギーの更なる利活用推進に向け、燃料電池自動車（FCV）の導入支援の継続に加え、燃料電池（FC）バスの路線運行やFCVタクシーの導入等を支援するとともに、商用車での水素利活用に向けた調査・検討を行うほか、普及啓発イベントの開催及び水素エネルギーの普及拡大に取り組む市町村や民間事業者との連携など、水素社会の実現を目指し、より一層取り組みを進めていきます。

さらに、まちづくりに再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントを取り込む、いわゆるエコタウンの形成を促進するとともに、その先進的な取組が県内全域に波及するよう、市町村の取組を積極的に支援します。

3. 循環型社会の形成

「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」
（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）

に基づき、近年社会的問題になっている廃プラスチック、海洋プラスチックや食品ロスなどの課題解決に向けて、廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）及び廃棄物の適正処理に対する理解と取組を促進するため、産業廃棄物税を活用した各種施策に取り組みます。

県民や事業者の3Rの取組を推進するラジオCMやイベント等による啓発を行うほか、県内の食品廃棄物発生状況等を踏まえて新たに策定した「宮城県食品ロス削減推進計画」により、各種施策に取り組み、食品ロス削減の推進を目指します。また、3Rのための設備導入や技術開発等に対する助成、環境産業コーディネーターの派遣等を通じた事業者の課題解決に向けた支援や産学官連携によるリサイクルシステムの構築を目指すほか、産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）による不法投棄の早期発見や違反行為への迅速かつ厳格な対応等により不法投棄防止対策を推進するとともに、県内の産業廃棄物の処理が円滑に行われるよう、最終処分場機能の安定確保や公共関与の最終処分場の整備に向けた取組を進めます。さらに、市町村における一般廃棄物の3Rや適正処理の推進に向けて、広域処理を推進していくほか、ワークショップの開催などによる技術的助言等を行います。

また、建設発生土等については、発生抑制、利用促進等の取組が求められている中で、「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（令和2年4月施行）に基づき、土砂等の崩落などによる災害の発生防止を図り、県民の安全・安心を確保します。

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場については、引き続き各種環境調査（モニタリング）や処分場の維持管理を適正に行い、処分場周辺地域の生活環境の保全を図ります。

4. 豊かな自然環境の保全

豊かな自然環境を保全し後世に引き継ぐため、自然公園のほか、伊豆沼・内沼の陸域と水域の間に位置するエコトーンの創出などによる自然再生や蔵王・船形・栗駒などの優れた自然環境の保全に取り組むとともに、県民の森など県民が自然と触れ合う施設の改修を進めます。大規模開発への指導や林地開発許可制度の適切

な運用によって無秩序な開発を防止し、森林機能の損失を最小限に抑えます。

また、生息数及び生息域の拡大等により生態系への影響や農林業被害が深刻化している野生鳥獣対策として、計画的な個体数管理、狩猟者確保対策等を推進し、特にイノシシ及びニホンジカの適正管理に取り組みます。さらに、令和2年3月に改訂した「宮城県生物多様性地域戦略」（計画期間：平成27年度から令和16年度まで）の目標実現に向けて、国や市町村、関係機関等と連携して普及・啓発等に取り組みます。

5. 良好な大気・水環境の確保

大気及び水環境を保全し県民の健康を守るため、PM2.5の常時測定地点の拡充や移動測定車の活用等による災害時のモニタリング体制整備など、大気汚染の監視体制を強化します。また、水質の監視測定を継続するとともに、有害な化学物質等を取り扱う事業場等に対して、環境汚染の未然防止のための指導を徹底するほか、健全な水循環の保全のための取組や釜房ダムなどの閉鎖性水域の水質保全を推進します。

さらに、アスベスト飛散防止対策を推進するため、建築物の解体工事等が適正に行われるようパトロールを実施し、仙台空港運用時間24時間化に向けて、航空機騒音の監視体制を強化するなど、安全で良好な生活環境の確保を図ります。

II 安全安心社会の実現

環境生活部では、県民生活の安定と向上に向けて、次の4つの主要施策を展開することにより、犯罪のないまちづくり、食と暮らしの安全安心確保対策等を強力に推進するとともに、災害発生等の非常時に備えた体制の強化に努め、県民の誰もが安心して安全な生活を送れる地域社会の形成を促進します。

1. 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進

県民の誰もが安心して暮らせる犯罪のないまちを実現するため、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、行政、県民、事業者等が各々の役割を果たしながら連携・協力して取り組む県民運動を推進します。また、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづ

くり各種防犯指針」及び「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の普及啓発など、安全・安心なまちづくりの促進に取り組むとともに、「性暴力被害相談支援センター宮城」の運営など、被害者一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行います。

2. 食の安全安心の確保

県民が健やかな食生活を営むため、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、消費者、生産者・事業者及び行政が協働して持続的かつ着実に食の安全安心確保対策に取り組む「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開するとともに、事業者に対する監視指導や消費者への啓発、さらには食品衛生法改正に伴うHACCP制度の定着に向けた取組にも力を入れ、安全で安心できる食の実現を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大抑制と社会経済活動の両立を図るため、事業者が自ら感染防止対策に取り組んでいることを県民に示す「新型コロナ対策実施中ポスター」の発行や飲食店の感染防止対策状況を県が第三者として確認し、県が作成した基準を満たした店舗を認証・公表する「選ぶ！選ばれる!! みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の一層の普及啓発を図るなど、事業者、利用者の双方が、感染拡大防止に積極的に取り組むための施策を推進します。

3. 生活衛生対策の推進

生活衛生に係る危害発生の未然防止を図るため、理美容所や旅館、公衆浴場等生活衛生関係営業施設の監視指導に取り組むほか小規模宿泊施設の普及・拡大に取り組みます。また、水質基準等に適合した安全な水道水が供給されるよう、水道事業者等における施設の適切な維持管理を促進します。

さらに、安全で安定した水道事業の将来像を描いた「宮城県水道ビジョン」の実現のため、宮城県内の水道事業の基盤強化に向けて関係団体と連携を図りながら、国から求められている「水道広域化推進プラン」の策定作業を進め、改正水道法に明記された「水道事業広域連携の推進」の役割を果たします。

加えて、人と動物が真に共生できる社会の構築を図るため、「宮城県動物愛護管理推進計画」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成や収容した犬・猫へのミルクボランティア事業の試験導入等を通じ、犬・猫の引取数の削減と譲渡の促進に取り組み、可能な限り殺処分ゼロを目指すとともに、動物の適正飼養及び終生飼養をはじめとする動物愛護思想の醸成を図ります。

4. 消費生活の安定と向上

県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）」及び「宮城県消費者教育推進計画（第2期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、「消費生活の安全・安心の確保」、「自立した消費者の育成」、「消費者被害の防止と救済」及び「人や社会、環境に配慮した消費行動の推進」のための消費者施策に取り組んでいきます。特に、成年年齢引下げ（令和4年4月施行）によって、若年者の消費者トラブル増加が懸念されることから、未然防止の取組を進めます。また、施策を相互に連携させながら特に力を入れて取り組む必要がある「ライフステージに応じた消費者教育の推進」、「高齢者、障害者、若年者等の配慮を必要とする消費者の被害の防止と救済」、「多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進」及び「人や社会、環境に配慮した消費行動の推進」の4項目を重点的取組と定め、施策を効果的・効率的に推進します。

さらに、引き続き、コロナ禍における消費者トラブル等の相談状況を踏まえ、適時適切な注意喚起と啓発を行います。

Ⅲ 協働共創社会の実現

環境生活部では、一人ひとりのいきいきとした県民生活の実現を目指し、次の4つの主要施策を展開することにより、文化芸術の振興、男女共同参画の推進、NPO活動などの促進、青少年の健全育成等に努め、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感でき、多様な主体が参加する地域社会の形成を促進します。

1. 文化芸術の振興

「宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、市町村や文化関係団体、文化施設、芸術家等と連携を図りながら文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、文化芸術の持つ力を活用し、被災者の心の復興をはじめとする社会課題の解決につながる取組について、重点的に展開していきます。また、「みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）」や東北6県と仙台市で実施する「東北文化の日」事業への参加促進を図るとともに、県内の文化芸術団体が行う芸術祭等の取組を支援し、活発な創作活動を行い優れた作品等を発表した者を表彰します。さらに、「東京エレクトロンホール宮城（県民会館）」及び「慶長使節船ミュージアム」の適切な管理運営を行うとともに、県民会館については、みやぎNPOプラザとの複合施設の新築設計業務に着手し、具体的な施設像について検討を進めます。慶長使節船ミュージアムについては、展示等のリニューアルに向けて改修工事等を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた事業を展開し、県民が継続して文化芸術活動を行うことができるように取り組みます。

2. 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、市町村、事業者、関係団体とともに施策を総合的に推進します。また、更なる女性活躍に向け、経済団体等と連携して女性が活躍しやすい環境の整備を推進するとともに、NPO等多様な主体と連携したイクボスフォーラムや各種セミナー等の開催により、広く県民への理解の浸透を図ります。特に、若年女性の県外への流出が課題であることから、県内定着に向けての取組を進めます。さらに、男女共同参画についての相談窓口の運営や男女共同参画や多様な視点での防災対策講座等に取り組みます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、困難や不安を抱える女性への相談体制の強化を図ります。

3. NPO活動と県民運動の促進

「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、社会的・公益的な活動を担う重要な主体であるNPOの活動を促進するため、中核拠点施設である「みやぎNPOプラザ」を運営します。また、各地域のNPO支援施設等の機能強化や、企業等の人材が専門知識や技能を活かして参加する社会貢献活動であるプロボノによるNPOとの協働の促進に取り組むほか、NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業等を通じ、地域のNPO活動の促進を図ります。さらに、活力のある個性的で心豊かな地域社会の実現を目指し、「すばらしいみやぎを創る運動」を推進します。

4. 青少年の健全育成の推進

「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、青少年の健全育成活動や有害環境浄化活動に取り組む青少年専門員を配置するとともに、青少年のインターネットの安全利用を促進するため、年齢下限の削除等に伴い改正した青少年健全育成条例（令和4年4月施行）の普及啓発活動を関係機関と連携して進めます。また、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者の相談・支援体制を強化するため、「子ども・若者支援地域協議会」の開催や「石巻圏域子ども・若者総合相談センター」を運営します。さらに、宮城の次代を担うリーダーを育成するとともに、県の様々な政策課題等について意見表明する機会の提供など、青少年の社会参画に取り組めます。

IV 被災地の復興完了に向けたサポート

環境生活部では、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による影響への対応を進め、県民生活全般にわたり発生した深刻な事故被害の収束に向けた取組を継続するほか、被災者の心の復興に向けて、文化芸術の力やNPO等の絆力を活かした取組を継続し、被災地も含めた持続的な未来づくりを推進します。

食品や水道等の放射性物質の検査を行い、その結果について、インターネット等により迅速かつ分かりやすく公表し、放射線等に対する不安払拭や風評の解消等に努めます。

放射性物質に汚染された廃棄物については、指定廃棄物等処理促進市町村長会議での合意に基づき、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理促進に向け、国とも連携を図りながら関係市町村等の取組を支援します。また、指定廃棄物の処理については、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に一定の目処がついた段階で改めて市町村長会議等で議論し、その結果を踏まえて、処理責任を負う国に対し、適切な対応を求めています。

除染により発生した除去土壌については、国の動向を踏まえ、関係市町に必要な支援を行うとともに、国に対し、県民全体が受け入れられるような処分基準の策定を求めています。

さらに、被災地の復興や被災者の生活支援等を促進するため、甚大な被害を受けた沿岸市町の水道施設の復旧及び基幹管路等の耐震対策に向けた取組や、NPO等による復興・被災者支援の取組等を支援します。加えて、被災者の心身の健康の維持・向上に向け、「リボンアート・フェスティバル」など、文化芸術をはじめとした様々な分野で行う「心の復興」への取組を支援します。

令和4年度 仙台市環境局主要事業

仙台市環境局

仙台市では、環境づくりの基本的な方向性を定めた「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」を令和3年3月に改定し、「杜の都」の良好な環境を保全・継承するとともに、本市の強みを活かしながら、持続的に発展していくことを目指した環境施策を推進することとしています。

プランに掲げる温室効果ガスの削減やごみ減量等の目標達成に向け、本年度は下記の取り組みを進めます。

I 脱炭素都市づくり等推進

1. 事業目的

「杜の都環境プラン」に掲げる「脱炭素都市づくり」の実現に向け、市民・事業者等との連携により、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進する。

2. 事業概要

(1) 脱炭素都市づくり推進 287,993千円

① 温室効果ガス削減アクションプログラム推進 (31,478千円)

市域の温室効果ガス排出量の約6割を占める事業活動からの排出削減を進める「温室効果ガス削減アクションプログラム」について、中小企業者等の幅広い参加を促すため、省エネ・再エネ設備や次世代自動車導入のための補助を行う。また、市職員と外部専門家が事業所を訪問し、計画書の作成支援や業種業態に応じた助言などのきめ細やかな支援を実施する。

② 家庭における温室効果ガス削減推進 (53,000千円)

家庭における温室効果ガスの排出削減を進めるため、住宅の断熱改修等の支援及び省エネ家電の買い替えやZEH（※）の普及促進に向けた補助を行うほか、新たに家庭における太陽光発電システムの普及に向けた取組みや、高断熱住宅の普及促進に向けた検討等を行う。

※ZEH：（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：省エネや再エネ設備の導入等により、

温室効果ガスの排出が実質ゼロとなる住宅

③ 都心部グリーンビルディング整備促進制度検討 (5,000千円)

都心部における、環境に最大限配慮した建築物（グリーンビルディング）の整備促進に向けた検討を行う。

④ 地球温暖化対策推進計画見直し検討 (5,049千円)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正等を踏まえ、「地球温暖化対策推進計画」の目標等の見直しに向けた検討を行う。

⑤ せんだいE-Action推進 (5,054千円)

市民・事業者と協働で3E（「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」）を推進する。

⑥ 低炭素型ボイラーへの転換補助 (10,000千円)

重油等を使用するボイラーを、より二酸化炭素排出量が少ない都市ガス等を使用するボイラーに熱源転換を行う場合に費用の一部を補助する。

⑦ 次世代自動車EV・HV率先導入 (21,779千円)

移動に際して環境への負荷が小さく、災害時には電力供給源としても有用なEV（電気自動車）等を率先導入し、市民への普及啓発を図る。

⑧ 公共施設における温室効果ガス削減推進 (61,701千円)

公共施設について、消費電力が少なく、耐用年数の長いLED照明の導入を推進するほか、新たに各施設における太陽光発電設備の導入可能性について調査を実施するなど、公共施設の脱炭素化に向けた検討を行う。

⑨ 次世代エネルギー創出促進等 (1,863千円)

民間事業者によるクリーンエネルギーを使った発電設備等の設置や次世代エネルギーの研究開発プロジェクト等の誘致を図るとともに、企業や大学等との連携の下で次世代エネルギーに

関する研究開発・実証実験やエネルギー効率の高い地域モデルの形成に向けた取組みを推進する。

⑩ 防災対応型再生可能エネルギー導入
(93,069千円)

環境負荷の低減と併せ防災性の向上を図るため、指定避難所等に防災対応型太陽光発電システムを導入するとともに、既設システムの適切な運用を行う。また、災害時において地域の防災拠点となりうる民間施設を対象として、太陽光発電設備等の導入費用に対し補助を行う。

(2) 行動する人づくり 10,660千円

- ① せんだい環境学習館運営
- ② せんだい環境学習講座の実施
- ③ その他環境教育・学習の推進

(3) 生物多様性保全推進 2,043千円

カッコウやカジカガエルなど仙台にゆかりのある生きものに着目し、多様な主体と連携しながら、自然や生きものと直接ふれあい、その魅力や大切さについて学ぶ機会の充実を図る。

II 資源循環都市づくり推進

1. 事業目的

市民・事業者との協働により、生活ごみ及び事業ごみの減量・リサイクルの取組みを進め、資源循環都市づくりを推進する。

2. 事業概要

(1) プラスチック資源循環の推進
34,562千円

- ① 製品プラスチックリサイクル一括回収・リサイクル (28,202千円)

令和5年度からの全市展開に向け、令和4年度中に市内の一部地域において先行実施する。

- ② プラスチックごみの削減 (6,360千円)

事業者と連携し、「プラスチック資源循環促進法」に基づく特定プラスチックの削減に向けた取組みを行い、市民の一層の行動促進を図る。また、使用済みペットボトルを新たなペットボトルへ水平リサイクルし、地域内での循環利用に取り組む。

(2) リチウムイオン電池等の分別収集推進
650千円

プラスチックごみ等への混入により発火事例が発生しているリチウムイオン電池等について、事故の未然防止とリサイクル推進を図るため、定日収集を実施するとともに拠点回収を強化する。

(3) 食品ロス削減の推進 15,410千円

① 家庭での食品ロスの削減 (8,971千円)
食品ロス・ダイアリーを活用した取組みを広く普及させるため、「せんだい食エコリーダー」によるオンライン講座開催及び施設見学や講座で使用する啓発用DVDの作成を行う。

- ② 小売店等での食品ロスの削減
(1,078千円)

小売店等から生じる消費期限間近の食品を消費者に割引いて提供するマッチングサービスを活用し、食品ロスを削減するとともに、アフターコロナにおける小売店等支援を図る。

- ③ フードドライブの実施 (2,361千円)

民間企業等の協力のもと、家庭の未利用食品を集めてフードバンク団体等に提供するフードドライブを行うとともに、認知度向上に向けた取組みを期間を拡充して行う。

- ④ フードバンク活動支援助成
(3,000千円)

本市で実施するフードドライブ事業に協力するなど食品ロスの削減に積極的に取り組み、かつ、食糧の確保に困難を抱えた生活困窮者に食糧提供を行うフードバンク団体の活動を支援する。

(4) 市民との協働による生活ごみの減量・リサイクル
3,871,218千円

- ① ごみ減量キャンペーン等
(45,459千円)

- ② 資源物リサイクルの推進
(3,062,900千円)

缶・びん・ペットボトル等やプラスチック製容器包装、紙類など様々な資源物の収集・選別などを適切に行う。

- ③ 生ごみの減量とリサイクルの推進
(13,601千円)

生ごみ堆肥化容器及び家庭用電気式生ごみ処

理機の購入費補助事業のほか、生ごみ減量・リサイクルに関する情報発信や電気式生ごみ処理機で生成された乾燥生ごみと野菜の交換事業等を実施する。

④ 家庭ごみ等指定袋製造・保管配送
(693,617千円)

⑤ 地域ごみ出し支援活動促進
(2,180千円)

ごみ出しが困難な高齢者や障害者等へごみ出し支援を行った地域団体に対し、奨励金を交付する。

⑥ 地域の快適環境づくり (53,461千円)

(5) 事業者との協働による事業ごみの減量・リサイクル 119,514千円

① 減量や資源物リサイクルの推進
(58,864千円)

事業系生ごみ処理機を導入する場合に、設置費用の一部を助成するなど、事業ごみの減量・リサイクルを進める。

② 事業者向け広報啓発・指導等
(8,165千円)

③ 環境配慮事業者の普及拡大 (866千円)

④ 産業廃棄物処理指導 (51,619千円)

(6) 松森工場基幹的設備改良 3,149,449千円

松森工場（ごみ処理施設）について、令和3～7年度の5カ年計画で、施設の長寿命化、省エネルギー化及びライフサイクルコストの削減を図るための工事を実施する。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業は変更となる可能性があります。

令和4年度 仙台市健康福祉局主要事業

仙台市健康福祉局

1. 地域福祉の推進

令和3年3月に策定した「せんだい支えあいのまち推進プラン」の基本理念「ともに生き、支えあうまち」、基本目標「誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる」に基づき、各種施策を推進する。

(1) 地区社会福祉協議会が主体となり、地域での見守りや生活支援、サロン活動を行う小地域福祉ネットワーク活動や民生委員児童委員による見守りや相談助言などを通じて、地域主体の支えあい、助けあいの仕組みづくりをさらに推進する。

(2) 仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の支援機関や団体とのネットワーク構築などを図ることで、地域課題解決に向けた住民主体の活動について支援を行う。

(3) 生活保護に至る前の経済的に困窮している方の自立支援のため、アウトリーチを含む生活相談や就労支援、家計改善支援等を実施する。また、路上生活者等に対し、生活支援等を行う自立支援ホームや個室型の宿泊場所の運営、巡回相談員の配置による相談・助言、シャワー提供による衛生状況改善等の支援を行い、路上生活からの脱却や自立した生活の定着を図る。

(4) 生活困窮世帯の中学生を対象に、学力向上のための学習支援や心の安定を図る居場所提供等を行う学習・生活サポート事業を実施するとともに、生活困窮世帯の高校生世代に対して中途退学未然防止等事業を実施する。

(5) 各福祉事務所に就労支援相談員を配置し、生活保護を受給されている方に対して自立支援プログラムを実施するとともに、通常の就労指導では自立が困難な方に対し、キャリアカウンセラー等による就労支援や短期の就業体験等、就労意欲喚起を中心とした就労準備のための支援を行う。

(6) 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でなくても地域で安心して、その人らしく暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護のための地域の仕組みづくりを進める。

(7) 犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰と地域生活の継続を支援するため、保護観察所や刑務所、少年院など国の機関、医療・福祉・更生保護の関係団体等との一層の連携を進める。

2. 障害者保健福祉の推進

障害者保健福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生の都をともにつくる」を基本目標に据え、各種施策を推進する。

(1) 障害者の自立を支援するため、障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービスなど各種障害福祉サービスの給付事業を行う。

(2) 日中活動及び生活の場について、創作や生産活動の場を提供する。また、特別支援学校を卒業する知的障害のある方の受け入れ先確保策として、今後需要超過が見込まれる区への民間による生活介護事業所の整備への補助に向けた準備等を行うなど、障害福祉サービス事業所の整備を進める。

(3) 仙台市自殺対策計画の評価を踏まえて、現状に即した自死予防の施策を講じる。具体的には、SNSを活用した「仙台的のち支えるLINE相談」について、現行の日、月、祝日、祝翌日に加え、3月中は毎日相談対応を行う。また、弁護士や臨床心理士などの専門家が対応する対面形式の「暮らし支える総合相談」では、担当ソーシャルワーカーを増員し、困りごとの解消まで伴走する体制を強化する。さらに、ひきこもり状態にある子や障害のある子を介護する親を対象に、学習会や相談会を実施し、親なきあとの経済的な悩みや不安の解消を図っていく。

(4) 障害児の療育支援として、未就学児の発

達の援助・生活指導等の支援のほか、障害のある児童生徒の放課後等の活動の場である放課後等デイサービス事業などを行う。また、児童発達支援センターにおいて、地域支援機能の拡充による幼稚園・保育所等在籍児への支援・保護者支援の充実として、発達に不安を抱える未就学児の保護者を対象としたペアレント・プログラムや初期支援プログラムをモデル事業として実施する。

(5) 障害者の就労を支援するため、障害者就労支援センター（はたらポート仙台）において障害者の就労全般にわたる総合的な支援を行うとともに、障害者を雇用しやすい環境づくりに向けた連携促進や広報啓発に取り組む。また、常時介護を必要とする重度障害者等の日常生活に係る支援を通勤中・就業中に実施する。

(6) 障害者スポーツの普及や競技力向上、市民への啓発イベント等を通じ、パラリンピックを契機とした障害理解のさらなる促進を図る。

(7) 難病患者への支援を充実させるため、難病サポートセンターにおいて、難病患者の医療、福祉、介護等に係る生活支援や就労支援にあたりとともに、相談に携わる人材の育成等、難病患者等に対する相談支援体制を強化する。

(8) 重度障害者への支援を充実させるため、グループホーム事業者等に対して強度行動障害支援者養成研修費の補助を行うほか、入居者の行動特性に応じた設備の補強や補修等に要する費用を補助し、行動障害者の支援体制整備を促進する。また、医療的ケアが必要な重度障害者の住まいの確保に向け、医療的ケア障害者対応型のグループホーム運営費補助を実施するとともに、医療型短期入所事業の取組みを進める。

(9) 障害者差別解消の推進に関する本市条例に基づき、差別に関する相談への対応を行うとともに、障害理解サポーター事業等を実施し、市民や事業者等への理解・啓発に努める。あわせて、職員対応要領の着実な実施に向け、庁内体制の整備に取り組む。

(10) 地域生活を支援する拠点機能をはじめ時代のニーズに合わせた機能を有した（仮称）青葉障害者福祉センターを市民センターとの複合施設として青葉区旭ヶ丘地区に整備するため、設計等を行う。

(11) 複合的な課題を抱える障害児者やその家

族への支援を強化するとともに、基幹相談支援センター事業を実施し、相談支援事業所等の人材育成、相談支援体制の充実を図る。

3. 高齢者保健福祉の推進

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「高齢者が健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、地域で安心して誰もが自分らしく暮らすことができる社会の実現」を目指し、各種施策を推進する。

(1) 高齢になっても、できるだけ長く心身ともに健康な生活を送れるよう、市民協働フレイルチェック事業やアウトリーチ事業等を通じ、フレイル予防や介護予防の必要性が高い方の把握やセルフケアを促進するための普及啓発を進める。また、地域の身近な通いの場等の活動の活性化や、運動を取り入れるためのリハビリテーション専門職等の派遣、地域で自主的に運動に取り組むグループの創設、企画・運営を担うボランティアの育成・研修など、地域における活動の機会の確保や担い手の育成、活動を継続するための支援など地域づくりを含めた取組みを進める。

(2) 多彩な学びの機会の提供や、高齢者への就労支援、住民主体の訪問型生活支援活動を実施するボランティア団体等の立ち上げと、各ボランティア団体の持続可能な活動に向けた支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加の取組みを進める。

(3) 緊急通報システムの貸与、シルバーハウジング（市営住宅）や高齢者向け優良賃貸住宅への生活援助員の派遣を実施し、高齢者が自立し安心して暮らせる環境づくりを進める。

(4) 市内52か所の地域包括支援センターに各1名配置している第2層生活支援コーディネーターと、市社会福祉協議会の各区事務所と宮城支部に各1名配置している第1層生活支援コーディネーターが互いに連携し活動しながら、地域支え合い体制づくりを進める。

(5) 介護予防・自立支援の視点をより重視した介護予防ケアマネジメントの実施に向けた取組みを通じて、高齢者の在宅生活を支援する。

(6) 認知症の人が、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる取組みを推進することを基本とし、認知症の診断を受けた人等が利

用する「認知症ケアパス」の普及や、認知症の人に寄り添いながら、できることは見守り、できないところを手助けしてくれる人を養成する「パートナー講座」等の普及を進める。また、認知症当事者同士が会う事が出来る場を提供する「ピアサポート活動支援」事業を通じ、地域における見守りや支え合いの充実に向けた取組みを推進する。

(7) 特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の建設に対して補助を行うほか、特別養護老人ホーム等の開設準備経費に対する助成等により、介護サービス基盤の整備を進める。

(8) 将来にわたって介護人材が確保され、質の高いサービスが安定的に提供されるよう、多様な人材の活用など介護人材のすそ野を広げる取り組みや介護職員のキャリア形成、スキルアップへの支援を進めるとともに、業務の効率化を図ることにより、介護現場の生産性を高め、介護職員の業務負担の軽減や、働きやすい環境づくりを推進する。

4. 保健衛生の推進

市民が健康で安心して暮らせるよう、社会全体で市民の健康づくりを支える環境整備を推進するとともに、疾病対策や救急医療体制の確保等の取組みを総合的かつ計画的に推進する。

(1) 「第2期いきいき市民健康プラン後期計画」に基づき、「未来の健康をつくる生活習慣病予防」「気づく、つながる、支える心の健康づくり」「健康な心と身体を支える食生活」「生きる力を支える歯と口の健康づくり」「大切な人の健康を守るたばこ対策の推進」「日頃から一人ひとりが取り組む感染症予防」の6分野を重点分野として取り組むとともに、市民の健康づくりを支える社会環境の改善・整備を図る。

(2) 「仙台市食育推進計画〔第2期〕後期計画」に基づき、特に若い世代が食育の大切さを理解し実践につなげ、さらに次世代に伝えるための取組みを推進する。

(3) ライフステージに応じた健診を実施するとともに、各種がん検診などの受診率向上に向け、協定を締結している企業等と連携し、予防啓発の取組みを推進する。

(4) 本市医療政策のさらなる推進を図るた

め、市内の医療機関等の現況調査を行うとともに、本市における医療提供体制の現状・課題等を検討する有識者会議を設置する。

(5) 感染症対策として、各種感染症の発生時対応、インフルエンザ等の流行状況調査、結核健診、結核医療費の公費負担及び登録医療機関での肝炎ウイルス検査・風しん抗体検査を実施する。

(6) エイズ性感染症対策として、無料匿名のHIV検査を平日夜間や休日にAER等において、梅毒検査と併せて実施する。また、10月にはHIV感染のハイリスク者層であるMSM（MSM：男性と性的接触のある男性）を対象とした同検査会を市保健所青葉支所にて開催する。

(7) 予防接種については、風しんの抗体価が低い世代の男性を対象にした風しん予防接種、HPVワクチンの平成25年6月以降の接種勧奨差し控えにより接種機会を逃した方へのキャッチアップ接種を実施するほか、おたふくかぜについて任意接種費用の一部助成を実施する。

(8) 食品の安全性確保対策として、食品関連事業者への監視指導の強化や検査体制の充実を図る。改正された食品衛生法の制度周知やHACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認に取り組むほか、消費者、食品等事業者とのリスクコミュニケーションを推進する。

(9) 入浴施設を原因とするレジオネラ症防止のため、旅館や公衆浴場の自主衛生管理の推進を強化するとともに、講習会等を通じて衛生意識の向上に取り組む。

(10) 市場を流通する食肉の安全性を確保するため、と畜場法に基づき、搬入された家畜のと畜検査及びと畜場に対する外部検証を実施する。また、食肉市場内の食肉処理業者に対しては、食品衛生法に基づきHACCPに沿った衛生管理を適切に運用していることを確認する。

(11) 「仙台市人と猫との共生に関する条例」に基づき、飼い猫の適正飼養及び飼い主のいない猫の適切な管理について普及啓発を行い、人と動物が共に健康に生きていけるまちを目指す。

(12) 老朽化に伴う衛生研究所庁舎再整備について、建替に向けた設計等を行い、公衆衛生と環境保全に係る試験研究業務を担う施設として機能強化を図るための準備を進める。

5. 被災者生活再建支援の推進

地域団体等の関係機関と連携しながら復興公営住宅およびみなし仮設住宅入居者を対象に、生活再建等の相談・支援を実施する。

(1) 東日本大震災で被災され本市内のみなし仮設住宅に入居する世帯は県外で被災された世帯のみとなるが、仮設住宅の供与終了までに、新たな住まいへ円滑に移行できるよう、被災元自治体とも連携しながら、支援を実施する。

(2) 復興公営住宅において、経年による健康状態の悪化や孤立が懸念される高齢者のみ世帯等への見守り体制を維持するとともに、入居された方々が町内会活動を主体的・継続的に進めるよう、人材育成やコミュニティを活性化するための仕組みづくりに向けた支援について、区役所や社会福祉協議会、支援団体等との連携により取り組む。

6. 新型コロナウイルス感染症対策

感染が疑われる方に対して検査を実施する。患者への医療体制の確保に努め、患者に必要な療養先につなぐとともに、積極的疫学調査を行う。また、新型コロナウイルスワクチン接種を推進する。

(1) 心配な症状のある方、不安を抱える方等に対する新型コロナウイルス感染症に関する健康相談に対応する電話相談窓口（新型コロナウイルス感染症受診・相談センター）を宮城県と共同で設置・運営し、相談者の状況に応じて地域の医療機関の情報提供や保健所への連絡等を実施する。

(2) ドライブスルー形式による検体採取等を仙台市、宮城県及び東北大学病院の連携により実施する。

(3) 疑い患者等の検体採取を行っている帰国者・接触者外来の医療機関に対して、検体採取における体制確保及び検体採取件数に対する本市独自の助成を実施する。また、PCR検査等

を行った診療所等への補助も行う。

(4) 民間医療機関において、保険適用となるPCR検査を受けた患者の診療報酬自己負担分について助成を実施する。また、検体採取を行った医療機関から市衛生研究所等への検体搬送体制を確保、市衛生研究所での検査に必要な試薬や資材等を調達し、迅速かつ円滑に検査を実施する。

(5) 感染拡大に伴う相談業務、積極的疫学調査及び健康観察等の業務急増に対応するため、看護師等の専門知識を有する人材を保健所支所へ派遣する。

(6) 宮城県や医療機関等との連携により、重症者及び中等症者の治療に必要な病床を確保する。また、本市も事務局を担う宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部において、患者の入院・療養先の調整事務を担う。

(7) 患者及び疑い患者について、感染症指定医療機関や入院協力医療機関、外来アセス受入医療機関、宿泊療養施設への移送業務を実施する。

(8) 患者のうち自宅療養を行う方を対象に、食料品や日用品等の生活必需品を支給するほか、パルスオキシメーターの貸与により自宅療養中の生活を支援する。

(9) 自宅療養を行う方のうち症状がある等、必要な患者に対し、健康観察支援チーム（看護師・市職員・オンコール医師）による訪問健康観察を実施し、必要に応じて市販薬や療養に必要な物資（補水液・栄養食）を提供する。

(10) 希望する市民に対して円滑にワクチン接種を実施し、新型コロナウイルス感染症の発症を抑制するとともに、重症化予防を図る。

(11) 発熱患者の診療を行う医療機関に対し、必要な医療用資器材を配付するとともに、初期救急医療体制の強化として、土日祝日等に仙台オープン病院において外来診療を実施する。

令和4年度 仙台市子供未来局主要事業

仙台市子供未来局

仙台市では、「子どもたちがすこやかに育つまち・子育てのよろこびを実感できるまち仙台」の実現に向け、「仙台市すこやか子育てプラン2020」を令和2年3月に策定し、子どもたちの安全・安心な環境の確保、子育て家庭の負担軽減の取り組みなどを中心に、子どもの育ちと子育て支援に関する施策を総合的に推進している。同プランに掲げる基本施策を基に、本年度は以下の取り組みを進めていく。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、事業内容の見直しが生じる場合がある。

(1) 子どものすこやかな成長を支える取り組みの充実、子どもの安全・安心の確保

① 幼児教育の充実

幼稚園や保育所等における幼児教育の充実に向けた取り組みを推進するとともに、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及に向け、既存の幼稚園及び保育所が移行する際の相談等に対応する。

② 豊かな心の育成

児童生徒の心のケアや道徳教育、命を大切にする教育、情報モラル教育の推進など、子どもの豊かな心の育成に向けた事業を推進する。

③ すこやかな体の育成

食育の推進や、子どもの体力・運動能力向上のための取り組みの充実を図るなど、子どものすこやかな体の育成に向けた事業を推進する。

④ 確かな学力の育成

小学校への円滑な適応を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との相互理解や緊密な連携を進めるとともに、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導により学習意欲の向上を図るなど、確かな学力の育成に向けた事業を推進する。

⑤ 社会体験、自然体験など多様な体験・学習機会の充実

中高生が乳幼児と触れ合う機会や、児童生徒が地域でボランティア活動を行う機会、職業体験の機会、自然とふれあう体験の機会、読書を楽しむ機会をつくるなど、体験参加型の学びの場や読書環境の充実を図る。

⑥ 遊びの環境の充実

体を動かして遊ぶことが子どもの大切な学びであることなど、子どものすこやかな成長に重要な役割を持つ「遊び」の視点からの環境整備や、遊びの機会の確保に努める。

また、令和4年度は、都市公園や体育館などに一時的に遊具を設置するなど、子どもの遊びの環境に関する実証実験を行い、子どもの遊びの環境の充実に向けた取り組みを推進する。

⑦ スポーツ・文化に親しむ環境づくり

スポーツ活動への参加の機会の拡大や音楽等の芸術文化に親しむための環境づくりなど、子どもの豊かな感性と創造性をはぐくむための取り組みを推進する。

⑧ 子ども・若者の居場所づくり、活動の場の充実

放課後等の子どもの安全な居場所の確保・充実を図るため、放課後児童クラブなどの充実を図るとともに、子どもにとって安心・身近な居場所づくりや、中高生の自主活動等のサポートを通じて、コミュニケーション能力や人的ネットワーク等、社会参加に必要な資質を養う機会を提供するなど、子ども・若者の健全育成に取り組む。

また、令和4年度より、計画的に児童館への防犯カメラの設置を進め、安全管理の徹底を図る。

⑨ 児童虐待防止対策の充実

児童福祉司の増員や一時保護所の定員の

拡大など児童相談所の体制・機能の強化や、区役所等における総合的な相談支援体制を充実させるとともに、さまざまな関係機関が連携し、子どもの安全の確保と保護者への支援の充実を図る。

また、母子の心身が不安定となる産前・産後のサポート体制を強化するとともに、要支援家庭の早期発見を図る。

⑩ いじめ防止等対策の総合的推進

学校におけるいじめの未然防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応を確保するため、課題の改善を図るとともに、社会全体で子どもたちをいじめから守るという意識の向上を図るための広報啓発を行うなど、いじめ防止等対策を総合的に推進する。

⑪ 安全・安心な環境の確保

通学路等の生活環境の安全確保や地域の見守り活動等による防犯対策、交通安全対策の推進など、子どもにとって安全・安心な環境づくりを進める。

⑫ 不登校・ひきこもり等への支援の充実

不登校児童生徒等への居場所づくりや、相談支援体制の充実を図り、不登校やひきこもりの子どもが社会的に自立して生活を送ることができるよう、関係機関が連携して取り組む。

また、令和4年度は、ヤングケアラーへの支援体制を強化するため、新たに相談窓口の設置や関係機関の職員への研修を実施するほか、ピアサポートやオンラインサロンなどの取り組みを予定している。

⑬ 社会性の向上や就労等に向けた支援の充実

子供相談支援センターにおける「ふれあい広場」や市内3か所に整備した「ふれあい広場サテライト」などを通じて、高校生の職業体験の機会の充実や青少年の就労支援の推進などに取り組むほか、子ども・若者自身や保護者が抱える不安や悩みに対する相談支援などの充実を図る。

⑭ 代替養育を必要とする子どもへの支援の充実

家庭養育優先原則のもと、代替養育を必要とする子どもの福祉の向上を図るため、児童養護施設の小規模化や地域分散化を進

めるとともに、里親支援の充実を図りながら、里親制度やファミリーホーム事業の一層の推進に取り組む。

また、令和4年度は、児童相談所や一時保護・措置等の対応の迅速化や国とのデータ連携を図るため、児童相談システムの構築を計画的に進めるとともに、児童相談所の改修及び一時保護所の定員増に伴う増築を行う。

加えて、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの権利を擁護するため、「子どもアドボケイト」を市内の児童養護施設等に派遣する。

(2) 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

① 母子保健の充実

妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児等訪問指導などの充実を図るとともに、産後間もない時期における産後うつ予防や産婦の心身のケア、子どもの発達に係る相談の充実など、母子の健康の保持・増進のための取り組みや、医療機関等との連携の強化を推進する。

また、令和4年度は、産後ケア事業の対象となる母子を産後1年未満まで拡大するとともに、訪問型支援を新たに開始するほか、先天性の聴覚障害を早期に発見し、早期療育につなげるため、新生児を対象に実施する聴覚検査の費用の一部を助成する制度を創設する。

また、幼児健康診査等の予約日変更手続きをオンライン化し、利便性の向上を図る。

② 小児医療、学校保健の充実

市内の小児科において、仙台市医師会の協力のもと、日曜日及び祝日等に在宅当番医制を実施し、小児救急医療体制の確保を図る。また、学校における保健教育の充実や、予防接種による子どもの感染症予防の推進、学校保健の充実を図る。

③ 子育てに関する不安・負担の軽減

子育て家庭への訪問相談といったアウトリーチ型の相談機能や、子どもの発達などに係る相談機能を充実させるとともに、の

びすく（子育てふれあいプラザ等）など、地域において子育て家庭同士が交流できる場を充実させ、子育てに関する不安・負担の軽減と子育て家庭の孤立化の防止を図る。

また、令和4年度は、市民相互の子育て支援活動である仙台すくすくサポート事業において、ひとり親家庭等の利用料の一部を助成する制度を創設し、支援ニーズの高い子育て家庭の負担軽減を図る。

④ 子育てに要する経済的負担の軽減

健康診査にかかる費用、小・中学校の給食費や学用品費等の援助などのほか、子ども医療費助成の拡充を進めていくなど、子育てに要する経済的負担の軽減を図る。

⑤ 子育てに関する情報提供・相談支援の充実

各区役所等に「子ども家庭応援センター」として、子ども・子育て家庭に対する総合的な支援体制を構築し、相談支援機能等の強化により、子ども・子育て家庭のさまざまなニーズに迅速かつ的確に対応できる体制の確保を図る。また、のびすくや児童館、保育所等における身近な地域での相談支援、電子メールによる情報提供など、多様な情報提供・相談支援の充実を図るとともに、育児に関する知識の習得・向上を図るための家庭教育の推進など、家庭の子育て力の向上に向けた取り組みを推進する。

⑥ 教育・保育基盤の確保

保育需要の動向を踏まえ、既存の保育施設の有効活用や、保育サービス相談員によるきめ細かな相談支援などを通じて、安心して子どもを預けることができる保育環境の確保に努めるとともに、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の普及を図る。

また、令和4年度は、既存の保育基盤を有効活用しつつ安全な保育環境を構築するため、老朽化した私立保育所等の建替えや改修等の費用を補助するとともに、老朽化の著しい公立保育所の建替えを行う。

加えて、保育業務支援システムの導入により、公立保育所の業務を電子化・効率化し、保護者サービスの向上と職員の事務負

担軽減を図るとともに、小規模保育事業の一時預かり継続利用児童と同じ施設に入所しているきょうだい児の利用負担額を軽減する制度を創設し、多子世帯利用者の負担の軽減を図る。

⑦ 多様な保育サービス等の充実

子育て家庭のさまざまなニーズを踏まえ、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、保育所等の一時預かりなど、多様な保育サービス等の充実を図る。

⑧ 保育の質の確保・向上

日常的に子どもと接する教育・保育従事者の人材の確保・育成や研修の充実、地域拠点保育所として位置づける公立保育所における地域の保育施設を対象とした相談支援、認可外保育施設に対する指導・助言などにより、保育の質の確保・向上を図る。

⑨ 幼児教育の充実（再掲）

⑩ 子どもの貧困対策の推進

生活困窮世帯の子どもが安心して過ごせる居場所づくりとして、中学生を対象とした学習支援や高校生の中途退学の未然防止、地域における「子ども食堂」への活動支援などに取り組むほか、支援を必要とする子どもが早期に支援につながるための体制を構築するなど、貧困の連鎖を防止する。

⑪ ひとり親家庭等への支援の充実

関係機関と連携し、ひとり親家庭やDV被害者、難病の子どもと家族、外国につながる子どもと家族など、さまざまな困難を抱える子育て家庭への支援の充実を図る。

⑫ 障害のある子どもなどへの支援の充実

障害のある子どもの成長を支えていくため、年齢、発達等に応じた相談支援を充実させるとともに、保育所、児童館等における受け入れ体制の充実や、障害児通園施設などの施設整備を行い、障害等のために支援を必要とする子どもの保育及び療育環境の充実を図る。また、障害のある子どもの家族などに対し、障害児の一時的な介護サービスの提供や相談支援などによって子育て負担の軽減を図り、子どもと子育て家庭の生活の質の向上に取り組む。

(3) 地域社会全体で子どもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

① 多様な担い手による子育て支援ネットワークの強化

育児サークルや託児ボランティア等の地域における子育て支援団体の活動を支援するとともに、子どもや子育て家庭に関わるさまざまな支援者同士の連携の強化を図る。

② 地域における児童虐待防止対策の充実（児童虐待防止対策の充実の一部再掲）

区役所等における妊娠期からの相談支援体制の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会における関係機関や医療機関と連携し、子どもの保護・支援と保護者への支援の充実を図る。

③ 子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成

幼稚園や保育所、認定こども園、児童館といった、日常的に子どもと接する施設の職員の資質の向上を図るとともに、子育て支援に関する講座や研修会の開催などにより、地域で子どもの育ちと子育て家庭を支える人材の育成や、支援者同士の交流機会の充実などに取り組む。

④ 身近な地域の子育て支援施設等の充実

のびすくや児童館のほか、地域の子育て支援拠点と位置づけた幼稚園や保育所、認定こども園における子育て支援センター・支援室、学校等において、相談機能の強化や子どもと子育て家庭が交流できる場や機会の充実を図る。

⑤ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた家庭・企業等における取り組みの推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けたリーフレットの配布等による啓発を行うとともに、企業等の

子育て支援の取り組みを促進する。

⑥ 女性の就労継続・再就職の支援促進

女性の就労継続・再就職の支援促進のための講座開催や、女性の人材活用等に関する企業への働きかけなどの取り組みを推進する。

⑦ 男女がともに担う子育ての推進

子育てへの父親の参加を促進するための講座等の企画や啓発の取り組みを充実させていくなど、男女がともに担う家事・育児の推進に取り組む。

⑧ 子育てを応援していく全市的な機運の醸成

子どもの権利に係る意識の啓発を図っていくとともに、多様な主体間の連携のもと、子育てしやすいまちづくりを進めていく枠組みを構築し、地域社会全体で子ども・子育てを応援していく機運の醸成を図る。

⑨ 子育てを応援していく各種プロジェクトの展開

子育てに関する情報を必要とする人に効果的に届けるため、ポータルサイトおよびスマートフォン向けアプリの運用等による情報発信の充実を図るとともに、子育て支援団体や地域団体、企業などの多様な主体間の連携のもと、子ども・子育てを応援していくプロジェクトを企画・実施する。

また、令和4年度は、子どもが生まれた家庭に、子育てに役立つ育児用品や地場産品などが選べるオンラインのカatalogギフトを送付する新生児誕生祝福事業を開始する。

加えて、既存住宅の流通を促進し、若い世代の本市への定着を図ることを目的として、市内に一戸建ての持ち家を取得した若年・子育て世帯に対し、助成金を交付する。

感染症情報

宮城県感染症発生動向調査情報

(令和4年5月2日～令和4年5月29日、第18週～第21週)

宮城県結核・感染症情報センター*

宮城県結核・感染症情報センターでは、「感染症法」に基づき、県内の医療機関の協力を得て、感染症の患者発生報告と病原体の検出報告を行っています。ここでは月間の動向を提供します。

1. 全数届出対象疾患届出状況

一類感染症

疾患名	期間・地域		5月2日～5月29日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
結核	9	9	18	83

二類感染症

疾患名	期間・地域		5月2日～5月29日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
結核	9	9	18	83

三類感染症

疾患名	期間・地域		5月2日～5月29日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
コレラ			0	0
細菌性赤痢			0	0
腸管出血性大腸菌感染症		3	3	8
腸チフス			0	0
パラチフス			0	0

四類感染症

疾患名	期間・地域		5月2日～5月29日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
E型肝炎	1		1	4
A型肝炎			0	1
エキノコックス症			0	0
コクシジオイデス症			0	0
つつが虫病	1		1	2
デング熱		1	1	1
日本紅斑熱			0	0
ブルセラ症			0	0
ボツリヌス症			0	0
ライム病			0	0
レジオネラ症	1	3	4	15
レプトスピラ症			0	0

五類感染症

疾患名	期間・地域		5月2日～5月29日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
アモeba赤痢			0	2
ウイルス性肝炎			0	2
カルバペネム耐性腸内細菌感染症	1	6	7	24
急性脳炎			0	1
クリプトスポリジウム症			0	0
クロイツフェルト・ヤコブ病			0	0
劇症型溶血性レンサ球菌感染症			0	6
後天性免疫不全症候群			0	6
ジアルジア症			0	0
侵襲性インフルエンザ菌感染症			0	0
侵襲性髄膜炎菌感染症			0	0
侵襲性肺炎球菌感染症		2	2	10
水痘（入院例）			0	1
梅毒		5	5	39
播種性クリプトコックス症			0	0
破傷風			0	0
バンコマイシン耐性腸球菌感染症			0	1
百日咳			0	1
風しん			0	0
麻疹			0	0
薬剤耐性アシネトバクター感染症			0	0

新型インフルエンザ等感染症

疾患名	期間・地域		5月2日～5月29日	2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
新型コロナウイルス感染症	4,392	7,457	11,849	※

※ 新型コロナウイルス感染症に係る届出状況については、集計システムへの反映に時間を要するケースがあり、宮城県及び仙台市の患者数に関する公表資料と差が生じております。公表資料は、次のURLの宮城県ホームページからご覧願います。
HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/02.html>

2. 定点把握疾患報告状況

期間中、明らかな流行は認められませんでした。

3. 病原体検出状況（保健環境センター検出分）

病原体	月検出件数*	2022年累計
インフルエンザウイルス	A (H1) 型	0
	AH1pdm09	0
	A (H3) 型	0
	B型	0
バラインフルエンザウイルス3型		0
エンテロウイルス		0
コクサッキーウイルス		0
エコーウイルス		0
アデノウイルス		0
ヒトパレコウイルス		0
風しんウイルス		0
麻疹ウイルス		0
ヒトパルボウイルスB19		0
ノロウイルス	G I 群	0
	G II 群	50
	G I 群及びG II 群	0
ロタウイルス		0
サボウイルス	28	29
アストロウイルス	2	2
ライノウイルス	1	1
A型肝炎ウイルス		0
E型肝炎ウイルス		0
RSウイルス		0
SARS-CoV-2	161	1,628
腸管出血性大腸菌	O157	0
	O26	0
	その他	0
腸管毒素産生性大腸菌		0
腸管侵入性大腸菌		0
腸管病原性大腸菌		0
腸管凝集付着性大腸菌		0
他の下痢原性大腸菌		0
サルモネラ		0
カンピロバクター	C.jejuni	0
	C.coli	0
黄色ブドウ球菌（毒素産生性）		0
Yersinia enterocolitica		0
A群溶血性レンサ球菌		0
Legionella pneumophila		0

* 5月2日～5月29日の検出日で集計

4. トピック

5月に入り、県内では感染性胃腸炎の患者が増加しており、保育施設で集団発生事例が報告されています。患者からは胃腸炎を引き起こすサボウイルスが検出されています。サボウイルスはノロウイルスと同じく、アルコール消毒では効果が不十分のため、次亜塩素酸ナトリウム溶液（薄めた塩素系漂白剤）で消毒を行ってください。今後も流行は継続すると考えられるので、手洗いなどの基本的な予防対策に努めてください。

* 宮城県保健環境センター微生物部

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

宮城県感染症発生動向調査情報

(令和4年5月30日～令和4年7月3日、第22週～第26週)

宮城県結核・感染症情報センター*

宮城県結核・感染症情報センターでは、「感染症法」に基づき、県内の医療機関の協力を得て、感染症の患者発生報告と病原体の検出報告を行っています。ここでは月間の動向を提供します。

1. 全数届出対象疾患届出状況

一類感染症

疾患名	期間・地域		5月30日～7月3日		2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
結核	13	10	23	109	

二類感染症

疾患名	期間・地域		5月30日～7月3日		2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
結核	13	10	23	109	

三類感染症

疾患名	期間・地域		5月30日～7月3日		2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
コレラ			0	0	
細菌性赤痢			0	0	
腸管出血性大腸菌感染症	4		4	12	
腸チフス			0	0	
パラチフス			0	0	

四類感染症

疾患名	期間・地域		5月30日～7月3日		2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
E型肝炎			0	4	
A型肝炎		1	1	2	
エキノコックス症			0	0	
コクシジオイデス症			0	0	
つつが虫病	1		1	3	
デング熱			0	1	
日本紅斑熱			0	0	
ブルセラ症			0	0	
ボツリヌス症			0	0	
ライム病			0	0	
レジオネラ症	4	4	8	24	
レプトスピラ症			0	0	

五類感染症

疾患名	期間・地域		5月30日～7月3日		2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
アメーバ赤痢	1		1	4	
ウイルス性肝炎		1	1	3	
カルバペネム耐性腸内細菌感染症	1	1	2	27	
急性脳炎			0	1	
クリプトスポリジウム症			0	0	
クロイツフェルト・ヤコブ病			0	0	
劇症型溶血性レンサ球菌感染症		1	1	10	
後天性免疫不全症候群		1	1	7	
ジアルジア症			0	0	
侵襲性インフルエンザ菌感染症			0	0	
侵襲性髄膜炎菌感染症			0	0	
侵襲性肺炎球菌感染症	1	2	3	13	
水痘（入院例）			0	1	
梅毒	3	8	11	54	
播種性クリプトコックス症			0	0	
破傷風			0	0	
バンコマイシン耐性腸球菌感染症			0	1	
百日咳		1	1	2	
風しん			0	0	
麻しん			0	0	
薬剤耐性アシネトバクター感染症			0	0	

新型インフルエンザ等感染症

疾患名	期間・地域		5月30日～7月3日		2022年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
新型コロナウイルス感染症	2,673	5,471	8,144	※	

※ 新型コロナウイルス感染症に係る届出状況については、集計システムへの反映に時間を要するケースがあり、宮城県及び仙台市の患者数に関する公表資料と差が生じております。公表資料は、次のURLの宮城県ホームページからご覧いただけます。
HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/02.html>

2. 定点把握疾患報告状況

期間中、明らかな流行は認められませんでした。

3. 病原体検出状況（保健環境センター検出分）

病原体	月検出件数*	2022年累計
インフルエンザウイルス	A(H1)型	0
	AH1pdm09	0
	A(H3)型	0
	B型	0
パラインフルエンザウイルス3型		0
エンテロウイルス		0
コクサッキーウイルス		0
エコーウイルス		0
アデノウイルス	3	3
ヒトパレコウイルス		0
風しんウイルス		0
麻しんウイルス		0
ヒトパルボウイルスB19		0
ノロウイルス	GⅠ群	0
	GⅡ群	14
	GⅠ群及びGⅡ群	0
ロタウイルス		0
サポウイルス	34	63
アストロウイルス		2
ライノウイルス		1
A型肝炎ウイルス		0
E型肝炎ウイルス		0
RSウイルス		0
SARS-CoV-2	138	1,766
腸管出血性大腸菌	O157	0
	O26	1
	その他	0
腸管毒素原性大腸菌		0
腸管侵入性大腸菌		0
腸管病原性大腸菌		0
腸管凝集付着性大腸菌		0
他の下痢原性大腸菌		0
サルモネラ	1	1
カンピロバクター	C.jejuni	0
	C.coli	0
黄色ブドウ球菌（毒素産生性）		0
Yersinia enterocolitica		0
A群溶血性レンサ球菌		0
Legionella pneumophila		0

* 5月30日～7月3日の検出日で集計

4. トピック

腸管出血性大腸菌感染症は、ベロ毒素を産生する大腸菌による感染症で、O157、O26などが代表例です。県内では今月4例の報告があり、2022年累計で12例となりました。主な症状は腹痛、下痢ですが、重症化すると溶血性尿毒症候群（HUS）を引き起こし死亡することもあります。加熱不足の食肉の他、洗浄が不十分な野菜等の摂取を原因とすることがあります。気温や湿度が高い時期となりましたので、食品の取扱いに注意するとともに、手洗いの励行など予防対策に努めてください。

* 宮城県保健環境センター微生物部

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

仙台市感染症発生動向調査情報

<令和4年5月2日～令和4年5月29日>

仙台市衛生研究所微生物課

集計（感染症法＊に基づく全数報告件数）

疾患名	第18週	第19週	第20週	第21週	第18～21週 合計
結核	5	2	0	2	9
腸管出血性大腸菌感染症	0	0	3	0	3
E型肝炎	0	0	0	0	0
A型肝炎	0	0	0	0	0
デング熱	1	0	0	0	1
レジオネラ症	0	1	2	0	3
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	4	1	0	1	6
侵襲性肺炎球菌感染症	1	1	0	0	2
梅毒	1	1	2	1	5
風しん	0	0	0	0	0
麻疹	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス感染症※	1,392	2,190	2,121	1,761	7,464

＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※2020年第36週より新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）へ移行し集計方法が異なるため、仙台市の公表資料とは一致していません。

最新の公表資料は、下記のURLより仙台市ホームページをご覧ください。

HP：http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html

- ・結核
肺結核：5例
その他の結核：3例
無症状病原体保有者：1例
- ・腸管出血性大腸菌感染症
O26 VT1：1例
O103 VT1, O157 VT1VT2：1例
O103 VT1：1例
- ・レジオネラ症
肺炎型：3例
- ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
Klebsiella aerogenes：3例
Klebsiella pneumoniae：2例
Enterobacter cloacae：1例
- ・梅毒
早期顕症Ⅰ期：1例
早期顕症Ⅱ期：2例
晩期顕症：1例
無症候：1例

集計（患者数＊）

週報定点把握対象 感染症名	第18週	第19週	第20週	第21週	第18～21週 合計
RSウイルス感染症	0	0	0	0	0
咽頭結膜熱	0	2	2	3	7
A群溶血性レンサ球菌 咽頭炎	1	3	5	2	11
感染性胃腸炎（小児科）	56	113	158	135	462
水痘	3	2	2	3	10
手足口病	0	4	4	4	12
伝染性紅斑	0	0	0	0	0
突発性発しん	11	15	13	9	48
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0
流行性耳下腺炎	0	4	2	1	7
インフルエンザ	0	0	0	0	0
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	1	1	2	1	5
感染性胃腸炎 （ロタウイルス）	0	0	0	0	0
クラミジア肺炎 （オウム病を除く）	0	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎 （小児科）	0	0	0	0	0
川崎病	1	1	0	0	2
不明発しん症	3	2	1	4	10

＊感染症発生動向調査における患者定点医療機関から報告された患者数

コメント

[A群溶血性レンサ球菌
咽頭炎]
第20週まで増加していたが、
第21週は減少。

[感染性胃腸炎（小児科）]
増減はあるものの増加傾向。
保育施設等における集団感染
事例5件報告あり。（第19週
1件、第20週2件、第21週2
件）

[水痘]
第18週以降概ね横ばいで推
移。

[手足口病]
第19週以降横ばいで推移。

[突発性発しん]
第19週まで増加していたが、
第20週以降減少傾向。

仙台市感染症発生動向調査情報

<令和4年5月30日～令和4年7月3日>

仙台市衛生研究所微生物課

集計（感染症法＊に基づく全数報告件数）

疾患名	第22週	第23週	第24週	第25週	第26週	第22～26週 合計
結核	2	5	2	0	1	10
A型肝炎	0	0	1	0	0	1
レジオネラ症	2	1	0	0	1	4
ウイルス性肝炎	0	0	0	1	0	1
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1	0	0	0	0	1
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	0	1	0	0	1
後天性免疫不全症候群	0	0	0	1	0	1
侵襲性肺炎球菌感染症	1	0	0	1	0	2
梅毒	1	3	2	1	1	8
百日咳	0	0	0	0	1	1
風しん	0	0	0	0	0	0
麻疹	0	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス感染症※	1,268	1,064	1,162	963	1,018	5,475

＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

※2020年第36週より新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）へ移行し集計方法が異なるため、仙台市の公表資料とは一致していません。

最新の公表資料は、下記のURLより仙台市ホームページをご覧ください。

HP：<http://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html>

- ・結核
肺結核：1例
その他の結核：2例
肺結核及びその他の結核：1例
無症状病原体保有者：6例
- ・レジオネラ症
肺炎型：3例
ポンティアック熱型：1例
- ・ウイルス性肝炎
EBウイルス：1例
- ・カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
Klebsiella aerogenes：1例
- ・後天性免疫不全症候群
無症候：1例
- ・梅毒
早期顕症Ⅰ期：4例
早期顕症Ⅱ期：1例
無症候：3例

集計（患者数＊）

週報定点把握対象 感染症名	第22週	第23週	第24週	第25週	第26週	第22～26週 合計
RSウイルス感染症	0	3	4	0	0	7
咽頭結膜熱	7	6	6	9	11	39
A群溶血性レンサ球菌 咽頭炎	0	3	1	1	4	9
感染性胃腸炎（小児科）	144	152	185	118	131	730
水痘	4	1	5	0	5	15
手足口病	6	4	3	12	27	52
伝染性紅斑	2	0	0	0	0	2
突発性発しん	12	18	16	9	26	81
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	2	2
流行性耳下腺炎	3	1	3	3	1	11
インフルエンザ	0	0	1	0	0	1
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	1	1	0	1	2	5
感染性胃腸炎 （ロタウイルス）	0	0	0	0	0	0
クラミジア肺炎 （オウム病を除く）	0	0	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	0	1	0	0	1	2
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎 （小児科）	0	0	0	0	0	0
川崎病	0	0	0	0	0	0
不明発しん症	1	2	2	5	3	13

＊感染症発生動向調査における患者定点医療機関から報告された患者数

コメント

[咽頭結膜熱]
第25週以降、増加。

[感染性胃腸炎（小児科）]
増減あるものの、概ね横ばいに推移。
保育施設等における集団感染事例9件報告あり。（第23週2件、第24週3件、第25週2件、第26週2件）。

[手足口病]
第25週以降、増加。

[突発性発しん]
第26週に例年同時期と比較してやや多い状況であった。
増減を繰り返しながら、概ね横ばいに推移。

仙台市内病院病原体検出情報

<2022年 5 月 2 日～2022年 5 月29日>

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
臨床研究部ウイルスセンター

ウイルス分離状況

2022年	第18週（最終） 5月2日～5月8日	第19週（最終） 5月9日～5月15日	第20週（中間） 5月16日～5月22日	第21週（中間） 5月23日～5月29日
インフルエンザウイルスA(H1N1)型pdm09	0	0	0	0
A(H3N2)型	0	0	0	0
B型(山形系統)	0	0	0	0
B型(ビクトリア系統)	0	0	0	0
C型	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0
RSウイルス	0	0	0	0
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0
ムンプスウイルス	0	0	0	0
アデノウイルス	1	0	0	1
エンテロウイルス	0	0	0	0
ライノウイルス	3	0	0	0
単純ヘルペスウイルス	0	0	0	0
サイトメガロウイルス	0	0	0	0
パラインフルエンザウイルス 1型	0	0	0	0
2型	0	0	0	0
3型	0	0	0	0
4型	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0
未 同 定	0	0	0	0
分離総数／検体総数	4/72	0/70	0/50	1/64

抗原検出状況

2022年	第18週 5月2日～5月8日	第19週 5月9日～5月15日	第20週 5月16日～5月22日	第21週 5月23日～5月29日
インフルエンザウイルス	0	0	0	0
A型	0	0	0	0
B型	0	0	0	0
RSウイルス	0	0	0	0
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0
新型コロナウイルス	0	0	0	0
アデノ（呼吸器）	1	0	0	0
※溶連菌	0	0	0	0
アデノ（眼科）	0	0	0	0
アデノ（便中）	0	0	0	0
ノロウイルス	0	0	0	1
ロタウイルス	0	0	0	0
単純ヘルペス	0	0	0	0
水痘帯状疱疹	0	0	0	0
陽性数／検体総数	1/78	0/185	0/183	1/139

※院内から提出される検体につきまして、同一患者から複数の検体が提出される場合がありますので、分離数と実質患者数が異なる場合、「分離数（実質患者数）」の順に記載しています。

なお、これらの成績は主に以下の医療機関から定期的に送られてくる検体を解析したものです。

* 永井小児科医院、庄司内科小児科医院、仙台医療センター

仙台市内病院病原体検出情報

<2022年 5 月30日～2022年 7 月 3 日>

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
臨床研究部ウイルスセンター

ウイルス分離状況

2022年	第22週（最終） 5月30日～6月5日	第23週（最終） 6月6日～6月12日	第24週（中間） 6月13日～6月19日	第25週（中間） 6月20日～6月26日	第26週（中間） 6月27日～7月3日
インフルエンザウイルスA(H1N1)型pdm09	0	0	0	0	0
A(H3N2)型	0	0	0	0	0
B型(山形系統)	0	0	0	0	0
B型(ビクトリア系統)	0	0	0	0	0
C型	0	0	0	0	0
解析中	0	0	0	0	0
RSウイルス	0	0	0	0	0
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0	0
ムンプスウイルス	0	0	0	0	0
アデノウイルス	0	0	0	0	0
エンテロウイルス	0	0	0	0	0
ライノウイルス	0	0	0	1	0
単純ヘルペスウイルス	0	0	0	0	0
サイトメガロウイルス	0	0	0	0	0
パラインフルエンザウイルス 1型	0	0	0	0	0
2型	0	0	0	0	0
3型	0	0	0	0	0
4型	0	0	0	0	0
解析中	0	0	1	0	0
未 同 定	0	0	0	0	0
分離総数／検体総数	0/76	0/63	1/85	1/73	0/42

抗原検出状況

2022年	第22週 5月30日～6月5日	第23週 6月6日～6月12日	第24週 6月13日～6月19日	第25週 6月20日～6月26日	第26週 6月27日～7月3日
インフルエンザウイルス	0	0	0	0	0
A型	0	0	0	0	0
B型	0	0	0	0	0
RSウイルス	0	0	0	0	0
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス	0	0	0	0	0
アデノ（呼吸器）	0	0	0	0	1
※溶連菌	0	0	0	0	0
アデノ（眼科）	0	0	0	0	0
アデノ（便中）	0	0	0	0	0
ノロウイルス	0	0	0	0	0
ロタウイルス	0	0	0	0	0
単純ヘルペス	0	0	0	0	0
水痘帯状疱疹	0	0	0	0	0
陽性数／検体総数	0/158	0/147	0/168	0/153	1/175

※院内から提出される検体につきまして、同一患者から複数の検体が提出される場合がありますので、分離数と実質患者数が異なる場合、「分離数（実質患者数）」の順に記載しています。

なお、これらの成績は主に以下の医療機関から定期的に送られてくる検体を解析したものです。

* 永井小児科医院、庄司内科小児科医院、仙台医療センター

保健所からの便り 宮城県

令和3年いしのまき・スマート・プロジェクト
たばこ対策川柳入賞作品

たばこは『百害あって一利なし』。愛煙家の方々には耳障りな話ですが、喫煙は様々な疾患の発症リスクを高めます。特に、癌，心血管疾患（狭心症，心筋梗塞，閉塞性動脈硬化症等），慢性閉塞性肺疾患（肺気腫）は喫煙による影響を強く受けます。私が専門にしていた泌尿器科疾患では，たばこを吸う人は，尿路上皮癌（腎盂尿管癌，膀胱癌）の発症リスクが約5倍高くなると言われています。がん以外にも，勃起障害（ED）や男性不妊の原因にもなります。さらに麻酔や手術による合併症の発生率も上昇します。外科医と麻酔科医にとって，喫煙と肥満は大敵です。もちろん喫煙だけが癌の原因ではありませんが，癌患者さんを診察し，手術し，時に看取ってきた立場からすると，少しでも喫煙者が減ってほしいという願いがあります。

私の個人的な願いはさておき，昨年度石巻保健所では、『令和3年いしのまき・スマート・プロジェクトたばこ対策川柳』の募集を行いました。我々の予想を大幅に上回り，770作品の応募をいただきました。個人での応募，家族での応募，授業の一環としての応募など，小学生からお年寄りまで幅広い世代の方々に参加していただきました。今年度は，入賞作品の紹介を通して，禁煙の普及啓発を行っていく予定です。

「パパやめて たばこをやめたら 金メダル」。子供に言われたら禁煙に挑戦しないわけにはいきませんね。皆さんはどの作品が心に響いたでしょうか？

小中学生部門

最優秀賞：

パパやめて たばこをやめたら 金メダル
(9歳 小学生 石巻市)

優秀賞：

来てほしい たばこ何？って いう未来
(13歳 中学生 女川町)

入賞：

たばこはね はいもみらいも まっくろだ
(10歳 小学生 石巻市)
今やめて 未来の自分に 笑み向きたい
(14歳 中学生 石巻市)
タバコより きれいな空気 吸いたいよ
(10歳 小学生 石巻市)

一般部門

最優秀賞：

孫生まれ 家族で決めた 禁煙令
(39歳 会社員 東松島市)

優秀賞：

たばこ吸う 煙の陰に SOS
(16歳 高校生 石巻市)

入賞：

いるんだよ あなたのからだ 想う人
(16歳 高校生 東松島市)
天秤に 命とたばこ 掛けてみて
(70代 石巻市)
禁煙で 健康笑う 貯金箱
(50代 石巻市)

特別賞

禁煙賞：

喫煙は 孫に言われて 卒煙し
(60代 東松島市)

受動喫煙対策賞：

吸う前に 周りを一度 よく見てね
(11歳 小学生 女川町)

(文責：石巻・登米・気仙沼保健所
黒田 悠太)

保健所からの便り 仙台市

仙台市における建築物衛生行政について

1. 本市における建築物衛生行政の概要

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下「建築物衛生法」という。）において、特定建築物とは、事務所、店舗、学校等の特定用途に供される建築物で、相当程度の規模（延床面積3,000㎡以上等）を有するものとされており、環境衛生上必要な事項等が定められている。

本市においては、平成27年4月に行われた保健所一元化を機に、それまでは各区保健福祉センター衛生課にて行っていた建築物衛生法に係る届出受理業務を、健康福祉局生活衛生課にて一括して行うこととなった。また、特定建築物施設への指導、施設所有者等からの具体的な相談受付業務及び本市ホームページなどを用いた情報提供等は、従前より、生活衛生課が主体となって実施している。

以下に、本市における建築物衛生行政について紹介する。

2. 市内の特定建築物について

(1) 施設数

令和3年度末現在、本市に届出されている特定建築物施設数は722件であり、中心部である青葉区にその半数以上が所在している。また、直近3年間における市内の施設数は増加の傾向にある（表1）。

表1. 仙台市内にある特定建築物の施設数推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
施設数	708	713	710	716	722
新規届出数	15	10	7	13	9

(2) 内 訳

特定用途（主用途）別では、事務所が46%、次いで店舗が22%となっており、以下、学校（13%）、旅館（11%）、集会場（3%）、その他（5%）と続いている（図1）。なお、店舗には、市内各所にある大規模商業施設、旅館には

全国的にも有名な作並温泉（青葉区）、秋保温泉（太白区）を含んでいる（表2）。

一方、公用又は公共の用に供する施設（以下「公用施設等」という。）は全施設の16%を占めている。

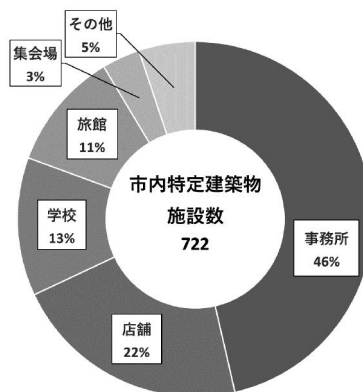
図1. 特定用途別の内訳
(令和3年度末現在)

表2. 行政区ごとの内訳

所在区	事務所	店舗	学校	旅館	集会場	その他	各区計
青葉区	228	52	39	44	15	17	395
宮城野区	46	21	23	11	4	8	113
若林区	31	18	11	5	2	1	68
太白区	10	26	9	14	3	4	66
泉区	20	39	9	4	1	7	80

3. 各施設への指導等

(1) 立入検査

特定建築物への立入検査は、建築物衛生法に基づき、維持管理の状況を検査し、所有者等に必要な指導等を行っている。

公用施設等を除く市内施設のうち、①前回の立入より5年以上が経過している施設、②後述する管理状況報告書において不適切な点が見られる施設、③コロナ禍においては感染拡大リスクの高いと考えられる施設、などを選定基準として立入検査を実施している（表3）。検査は、書類検査と現場検査を併せて行っている。

書類検査では、空調管理、飲料水・給湯水管理、雑用水・排水の管理、清掃（大掃除）実施

記録の確認、ねずみ等の防除実施記録の確認を行う。

現場検査では、書類検査で確認した事項を踏まえ、施設の各設備を実際に確認している。また、持参した機器にて、空気環境測定及び残留塩素濃度測定を実施している。立入検査実施後、所有者等に対して結果通知書を送付し、改善を求める指摘事項等があれば改善報告書の提出を指示している。

直近2年（令和2年度、令和3年度）は新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、書類検査を一部省略し、代替として別途報告書の提出を求めることとした。また、現場検査についても施設の特性に応じてポイントを絞り、短時間での立入検査に努めた。新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より立入検査の開始時期が遅れたものの、現場での滞在時間を短縮したことにより、短期間で多くの件数をこなすことができ、結果的に、立入検査を行う件数自体はコロナ禍以前と比べ大きな変動はないものとなった（表3）。

また、令和3年度における現場検査での指導事例としては、受水槽の破損・汚れ・周辺環境の不良、飲料水の残留塩素不検出、排水受けなどの空調設備の汚れなどがあった。

（2）レジオネラ症防止（冷却塔水採水検査等）

本市では、冷却塔を有する施設（立入検査同様、公用施設等を除く）に対し、レジオネラ症発生の未然防止、施設側による維持管理状況の確認を目的に、冷却塔水のレジオネラ属菌行政検査を行っている。施設における維持管理状況等を勘案の上、過去5年以上採水を実施していない施設を優先的に選定し、毎年度15件、冷却塔稼働中の時期に検査を実施している（図2）。特に100CFU/100mL以上検出された場合には、直ちに洗浄・殺菌を実施の上、検出限界以下（10CFU/100mL未満）であることを確認するよう指導しており、施設の建築物環境衛生管理技術者（以下「ビル管技術者」という。）、所有者等とともに原因究明に努め、再発防止を図っている。なお、レジオネラ属菌検出となる事例においては、冷却塔の化学的洗浄及び物理的洗浄が徹底されていなかったことが主な要因であるケースが多い状況であった。

また、冷却塔以外にもレジオネラ症発生のリ

スクの高い加湿器（家庭用含む）、入浴施設、修景施設などのある施設に対しても立入検査や窓口来庁時に啓発チラシの配布、講習会での情報提供を行っている。令和3年度はテレワークを実施している事務所や営業時間を短縮している店舗などもあったことから、施設再開時の注意を促すチラシの配布といった情報提供を随時行った。

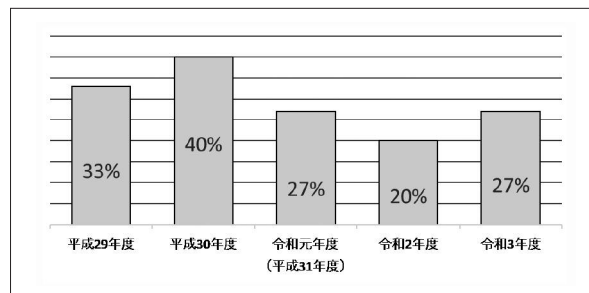


図2. 冷却塔水採水検査の検出率

（「検出」とはレジオネラ属菌が
10CFU/100mL以上のものをいう）

（3）管理状況報告書

毎年1月には、建築物衛生法に基づき、前年1年間の管理状況等を確認するための「建築物環境衛生管理状況報告書」（以下「報告書」という。）の提出を求めている。これにより、立入検査権限のない公用施設等の他、当該年度に立入検査を実施することができない施設においても、その維持管理状況の把握が可能となっている。報告書を確認後、必要に応じて施設への聞き取り、指導を行っている。

例年、市内の全施設へ報告書の提出を依頼していたが、令和3年分の報告書より市内の全施設への提出依頼ではなく、施設を選定の上、報告を依頼し、およそ3年で全施設からの報告書を受ける仕組みとしている（表3）。なお、提出依頼先以外の施設から自主的に報告書が提出される場合もあり、その場合は、提出依頼先施設と同様に受理の上、必要な指導等を行っている。

（4）講習会の開催

毎年2月には、市内の特定建築物の所有者、維持管理権原者、ビル管技術者等を対象に、特定建築物における環境衛生の維持管理に関する幅広い知見を提供することを目的として「建築物環境衛生管理講習会」を開催している。本市職員による建築物衛生法関連の講習の他に、外

部講師を招き、建築物衛生に関して、幅広くかつトータル的な情報を参加者に提供している。なお、講習会場には例年約270名程の参加がある。直近2年については新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、Web講義形式でのオンライン開催とした(表3)。

令和3年度の講習会では、建築物衛生法の概要や維持管理に関わる事項の解説、各種届出・報告書等の解説のほか、新型コロナウイルスに関する情報提供、最近の建築物衛生法施行令及び同法施行規則の一部改正について取り上げた。関連講習では本市消防局より、消防法令に関する情報を参加者に提供している。

また、新たに講習の一部内容を本市のYouTubeチャンネル「せんだいTube」上に掲載し(写真1)、当日参加できなかった方や後日改めて視聴したい方に向けて案内し、講習参加者と同程度の視聴数を記録している(令和4年6月中旬時点で297回視聴)。

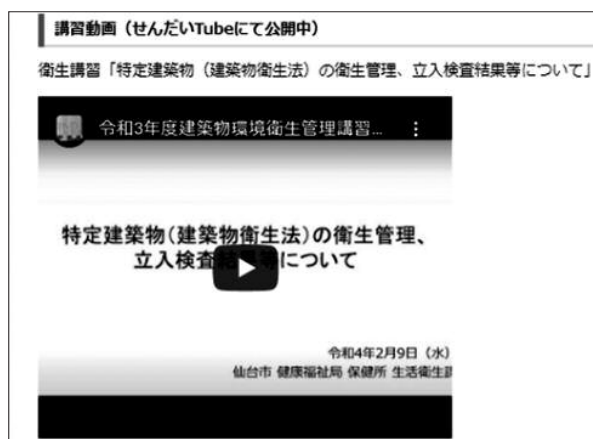


写真1. 講習会動画のYouTubeへの掲載

表3. 各施設への指導等件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度
立入検査 (採水検査含む)	67	77	84	101	82
管理状況報告書 提出	540	563	633	647	412 (自主提出含む)
講習会受講者	施設あて 資料送付	271	288	120 (Web開催)	252 (Web開催)

(5) 建築確認申請等時の事前指導

本市では、建築主事等から建築基準法に基づく通知があった場合などに、建築主等に対して事前協議届の提出を求めている。添付書類である構造設備等概要書、設計・施工に関する衛生上の配慮事項書、関係図面などをもとに届出者に対し建築計画の詳細を聞き取り、衛生設備等の設計、運用等について必要な指導や助言を行っている。

令和3年度は9件の事前協議を行った。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、届出者の希望があった場合には、電話やメール等の非対面での協議を行っている。

4. おわりに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、建築物衛生設備におけるICT設備の普及等を背景に、建築物の衛生確保に対する重要性は増している。

上記で紹介した本市における建築物衛生に係る取り組みにより、特定建築物の衛生的な環境の確保のための指導等に努めてきたところだが、オンラインによる講習会の開催など、新たな手法による知識の普及啓発が求められている状況に直面している。

法令の基準のみならず、科学的知見を取り入れた指導・啓発等に努めた上で、特定建築物の所有者等に対し、適切な自主衛生管理体制の構築を促すために必要な情報の提供や技術支援を引き続き行っていきたい。さらに、日頃から我々行政側と施設所有者、利用者等との信頼関係の構築を推進し、要望や相談の施策への反映に努め、公衆衛生、市民生活の更なる向上を図っていきたいと考えている。

(文責：仙台市健康福祉局保健所生活衛生課
成島 知毅)

※本内容は、(公財)日本建築衛生管理教育センター発行の季刊誌「ビルと環境」第177号(2022年6月1日発行)に掲載された内容を加筆・修正したものです。

ちょっとひと息

「食材王国みやぎ」 夏のおすすめ食材～シラス～



【「食材王国みやぎ」とは】

宮城県には、澄んだ海、肥沃な大地、豊かな森が育む季節ごとの美味しい食材が豊富にあります。「食材王国みやぎ」は、食材の多彩さ、質の高さ、魅力を表す「メッセージ」です。

今回は、「食材王国みやぎ」の新たなブランド食材「シラス」をご紹介します。



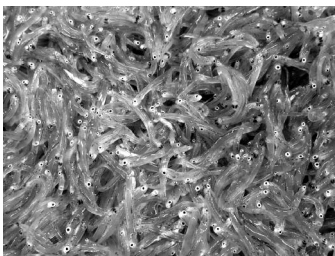
【夏のおすすめ食材～シラス～】

○シラスとは・・・

シラスは、イワシ類やウナギなどの稚魚の総称で、魚体に色素がなく透明なことから「シラス(白子)」と呼ばれます。チリメンジャコなどに加工・流通しているシラスのほとんどはカタクチイワシという種です。

カタクチイワシは稚魚をシラスとして食べる以外にも、煮干しや目刺しとして食卓でおなじみの魚です。宮城県ではカツオー一本釣り漁業の撒き餌としても利用されています。

春に出回る「白魚(シラウオ)」や「小女子(コウナゴ※イカナゴの稚魚)」とは全く別の種です。



○宮城県におけるシラス漁

シラスはほとんどが「船びき網漁業」で漁獲されています。全国的な産地としては、静岡県や愛知県、兵庫県などが有名です。



シラス漁はこれまで、福島県が北限とされてきましたが、宮城県でも2017年から、名取市閑上をはじめ仙南4地区の漁業者が、仙台湾での操業をスタートしました。地元では、地域の新たなブランド食材として、さまざまな商品やメニューが販売されています。

○鮮度抜群！宮城のシラス

宮城県のシラスは、港を出てすぐの前浜で漁獲しています。多くは閑上漁港に水揚げし、漁港近くの加工場ですばやく加工されるので、鮮度は抜群です。釜揚げシラスはもちろん、水揚げ地だからこそ味わえる新鮮な「生シラス」も絶品です。

宮城県でのシラスの漁期は7月～11月です。夏のおでかけに、閑上で新鮮なシラス丼を楽しんでみてはいかがでしょうか。



【旬のシラスが味わえるカフェ】

café malta (カフェマルタ)

閑上でシラス加工品を製造する(株)マルタ水産が直営するカフェレストランです。名物は、自社の釜揚げシラスを使用した「釜揚げしらすプレート」。「ストップ！」というまで止まらない追いシラスはなんと無料です！



釜揚げしらすプレート

●café malta
場 所：名取市閑上東3丁目1-8
電 話：022-796-6930
営業時間：月～金 11:00～17:00
土日祝 10:00～17:00 (L.O.16:00)
定休日：水曜日 駐車場：有
URL：https://cafemalta.miyagi.jp/



店舗情報

シラスのお取り寄せなら・・・

◆マルタ水産オンラインショップ

<http://www.maruta-suisan.jp/>

第42回(2018年)宮城県水産加工品品評会農林水産大臣賞受賞の「北限の釜揚げしらす」や、ちりめん・天日干し・釜揚げの詰め合わせも。

◆魚匠鈴栄(ぎょしょうすずえい) 通販サイト

<https://suzuei-onlineshop.easy-mysshop.jp/>

明治29年創業の老舗ちりめん店。一子相伝の職人技が生み出すちりめんじゃこや佃煮。



次回は食材王国みやぎの本領発揮、秋の味覚をご紹介します。おたのしみに！

宮城県の旬の食材に関する情報は「食材王国みやぎ」公式InstagramやFacebookでも発信していますので、ぜひフォローしてください。

「食材王国みやぎ」



Instagram



Facebook

(宮城県農政部食産業振興課)

ちょっとひと息

海の森へようこそ

「知っている海藻の種類を思いっく限り挙げてください」と聞かれたら、何種類の海藻を思い浮かべることができるでしょうか。これは、小中学校や高校、大学、一般の方々を対象に、海の講義を進める際、いつも最初に投げかける質問です。「ワカメ、コンブ、ヒジキ、ノリ、モズク、アオノリ…、う～ん、あと何だっけ？」という風に、ほとんどの場合、全員分を合わせても10種類に届くことはありません。陸上の植物ならすぐにいろいろな種類を思いっくはずですが、普段あまり目にする事のない海中の植物、海藻となると、なかなか種類が思い浮かばないものです。でも実は、南三陸町沿岸だけで、220種を超える海藻が確認されているのです。身近な海辺に、知られざる多様な環境が広がっていることへの驚きを、いつも講義の入り口にしています。

山に森があるように、海の中にも豊かな森があります。多種多様な海藻たちが織りなす色とりどりの海藻の森です。海藻の中でも、特に大型化するのがマコンブやアラメ（写真1）などのコンブ類と、アカモク（写真2）をはじめとするホンダワラ類です。これらは濃密で立体的な森となり、エビやカニ、小魚たちのすみ場となったり、ウニやアワビの重要な食料源となったりして、海洋中の生きものたちを育んでいます。

海藻の中でも、特にマコンブとアラメの森が共存する海域は世界的にも珍しい環境だと言われています。マコンブは北海道が有名な産地であるように、冷たい海を代表するコンブ類である一方、アラメは暖かな海を代表するコンブ類です。ではどうしてこの両者が共存できるのでしょうか？ その理由は、三陸沿岸を流れる海流の影響を強く受けることにあります。北海道の太平洋側を南下する寒流「親潮」と、日本列島の太平洋岸を北上する暖流「黒潮」がダイナミックに混ざり合う領域の中心付近に志津川湾が位置しているからです。そのため、志津川湾が分布の北限、あるいは南限となっている動植物が多く見られます。さらに南三陸は、日本海沿岸を北上する暖流「対馬海流」の一部が津軽海峡を東に抜けた後、三陸沿岸に沿って南下する「津軽暖流」の影響も強く受けています。志津川湾では、このような独特の物理環境を背景に、動物でも700種を超える種類が確認され、生物多様性の高い海域となっているのです。マコ

ンブとアラメの森の共存は、そうした生物多様性と生産性の高さの象徴と言っているでしょう。

海の森は、地球温暖化の主要な原因となっている二酸化炭素の吸収源としても期待を集めています。海藻の一部は、沖合に流れて深海まで運ばれ、分解されずに長期間沿岸から隔離されることがわかってきました。さらに、コンブ類では、吸収した二酸化炭素の一部が、粒子状の有機炭素として放出され、これが分解されずに長期間海洋中に留まることもわかってきました。このように、海洋生態系が吸収し、隔離する二酸化炭素由来の炭素のことを「ブルーカーボン」と呼び、地球温暖化対策の一つとして注目されているのです。

この夏、海辺に出かける機会がありましたら、海中に広がる海の森の多様性と、地球上での重要な役割について思いを馳せてみてはいかがでしょうか。潮風と合わせて、少しだけ暑さを忘れることができるかもしれません。

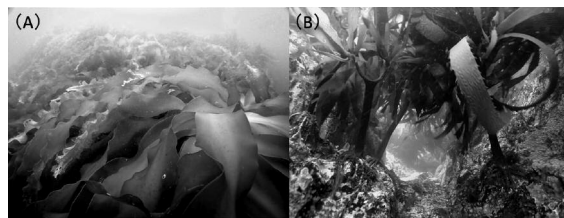


写真1：マコンブの森(A) とアラメの海中林(B)



写真2：アカモクの海中林とウミタナゴの群れ

南三陸町自然環境活用センター
任期付研究員 阿部拓三

ちょっとひと息

野山の散策を邪魔する虫たち

相変わらず暑い日が続いていますが、夏山の登山やハイキングを楽しまれていますか。

濃い緑にたくさんの花たち、夏鳥のさえずりなど、たくさんの素晴らしい自然に出会えるシーズンですよね。私は、特に清流のせせらぎの音や、溪谷の水しぶきに気持ちの良い夏を感じます。

しかし、夏の野山もいいことばかりじゃありません。特にストレスを感じるのは、なぜか一緒に移動してくれる羽虫たちです。頼んでもいないのに、いつまでもついてきますよね。

誰もが知っている代表的な3種類は、カ・ブユ・アブでしょう。

これらは吸血虫なので、私たちの血を狙って近づいてきます。でも、血が主食というわけではなく、メスが産卵前に多くの栄養を必要とするので吸血するようです。

カは、細長い口を皮膚に突き刺して吸血します。アブも口を突き刺して吸血しますが、カよりもはるかに口が太いので、刺した跡が残ります。ブユは、歯で皮膚を噛み切り、流れ出てきた血を舐めるようにして吸血するので、噛まれると傷跡が残る、たいいてい血が滲んでいます。何に吸血されたら分かれば上手に対処できるので、患部を良く観察しましょう。

カに刺されても、抗ヒスタミン剤やメントール等を含んだ虫さされ薬をつけるだけですぐに治ることが多いです。しかし、アブとブユは、そうはいきません。虫さされ薬でも一段階上のステロイド入りのものを塗ったり、しばらくの間冷やし続けたり、上手に対処しないと、治るまでかなりの時間を要することになります。

もっとも大切なことは、すぐに冷やすことと、絶対に搔かないことです。搔けば搔くほど腫れがひどくなり、治りも遅くなります。

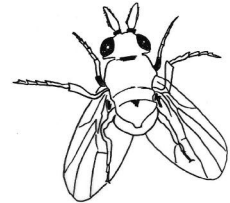
また、ブユはハチと同じで黒っぽい色を探知するようなので、白系の服を着ることも噛まれないための対策となります。

ちなみに、ブユの幼虫は山の中のきれいな沢の中に住んでいる大きめのイモムシです。

さらに、吸血虫ではないのにしつこく付きまとう虫がいます。目を狙って飛んでくるヒゲ

トコバエ（通称メマトイ）の仲間です。

ブユよりもさらに小さく、2mmくらいのハエ型の羽虫ですが、目を狙って飛んでくる上に飛ぶ力が強く、手で叩いてもなかなか捕まえることができません。時には目に飛び込んでくるので、目をつむった瞬間に瞼でつぶしてしまった経験をお持ちの方も多いと思います。



ヒゲトコバエ（通称メマトイ）

さて、このヒゲトコバエは、「メマトイ」という通称のとおり「目に纏う」ののですが、どうやら、動物の涙を舐めて栄養を得るのが目的で近づいてくるようです。

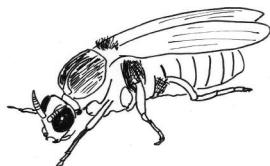
吸血されるわけではありませんが、安心はできません。ヒゲトコバエは東洋眼虫という線虫を寄生させていることがあり、涙を舐められた瞬間にこの東洋眼虫が目から体内に侵入してくる可能性があります。東洋眼虫は体内で成長したあと、再びヒゲトコバエに乗り移って出て行きますが、東洋眼虫症というさまざまな目の病気を引き起こす危険性があります。

ペットに多い病気ですが、人の発病もあるようなので、目への接触はできるだけ避けたほうがいいと思います。

しかし、守る場所が目なので、虫よけ薬を塗るわけにもいきません。メガネをかけてみましたが、見事に隙間から侵入されました。花粉用の隙間のないメガネなら効果的ですが、メガネにガンガンぶつかって来るので、ストレスはあまり変わりません。

最初は涙のにおいを探知して来るのかと思っていましたが、カメラのレンズにも寄ってくるので、どうやら視覚を頼りに来るようです。試しにぬいぐるみを持って歩いていたら、見事にぬいぐるみの目にも寄ってきました。

やはり最も効果的だったのは、防蜂ネットです。ちょっと視界が悪くなりますが、仕方ないですね。羽虫対策グッズも便利なものがたくさん出ているので、野山に出かける時には、ぜひいろいろと試してみてください。



ブユ（皮膚上に止まった体制）

文・木村健太郎

宮城県森林インストラクター協会

協会だより

令和４年度 宮城県公衆衛生研究振興基金研究助成の決定

一般財団法人 宮城県公衆衛生協会

当協会は、公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な県民生活の建設に寄与することを目的として設立されております。この目的達成の一環として、宮城県公衆衛生研究振興基金を造成し、その果実を運用いたしまして公衆衛生領域の調査、研究に対して助成を行っております。令和４年度の宮城県公衆衛生研究振興基金研究助成については、令和４年６月１５日に基金運営委員会を開催し審査を行いました。その結果、次の調査・研究に対して助成を行うことに決定いたしました。

(単位：円)

No.	申請機関	研究代表者	調査研究課題	助成額
1	尚絅学院大学 健康栄養学類	准教授 柳 沼 梢	食事画像解析アプリケーションを用いた食事調査 －COVID-19禍における大学生を対象とした検討－	300,000
2	宮城県保健環境センター 所長 木村 弘子	微生物部 大槻 りつ子	宮城県内における動物吸血マダニの生息状況及び保有病原体の調査	300,000
3	東北生活文化大学 家政学部家政学科	准教授 嶋原 美智子	コロナ禍による宮城の学童の栄養状況への影響に関する調査研究	300,000
合 計			3 件	900,000

なお、宮城県公衆衛生研究振興基金研究助成要領は、ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。令和５年度においても多数のご応募をお待ちしております。お問い合わせは、022-771-4722 担当 総務部 伊藤までお願いいたします。

あ と が き

今年は全国的に異例の速さで梅雨明けしました。宮城県も6月15日ごろに梅雨入りし、統計開始以来、最も早い6月29日ごろに梅雨明けとなりました。

また、長期予報では全国的に気温は高い傾向にあり、これから厳しい暑さが予想されています。野外ではマスク着用が緩和されますが、熱中症対策に加え感染症対策が求められる中、水分をこまめにとるなど、日々の健康管理に留意しつつ、なんとか今年の夏を乗り切りましょ

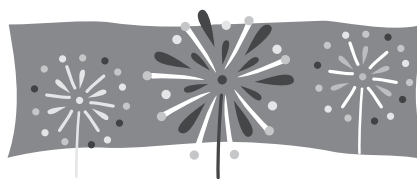
う。

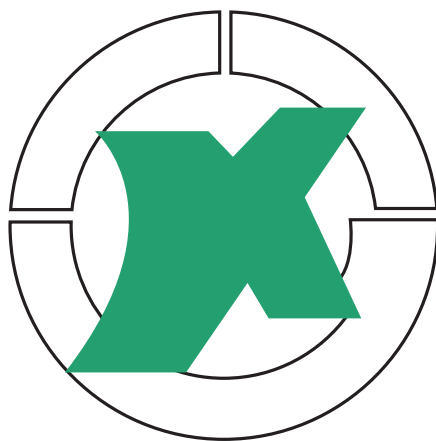
さて、今月号には令和4年度研究助成の審査結果を掲載しております。当協会の事業が皆様の公衆衛生活動の一助となれば、幸いです。

なお、昨年度の研究助成の結果報告については10月号より連載予定です。

今後とも読者の皆様からのご意見・情報をお待ちしております。

(事務局：jouhou@eiseikyokai.or.jp)





記 章 の 説 明



は宮城県の地図



と公衆衛生協会の頭文字

Kを図案化したもので、Kの緑色は宮城県の色を表している。

外枠は公衆衛生協会の公を図案化したものである。

(昭和62年10月制定)

公衆衛生情報みやぎ 令和4年7月20日発行

編 集 者 公衆衛生情報みやぎ編集委員会
発 行 所 一般財団法人 宮城県公衆衛生協会
〒981-3111 仙台市泉区松森字堤下7-1
TEL 022-771-4722 FAX 022-776-8835
Eメール：jouhou@eiseikyokai.or.jp
URL：https://www.eiseikyokai.or.jp
印 刷 所 株式会社 イシカワ印刷